

平成29年版

# 仙台市消防概況

仙台市消防局

# 目 次

## 仙台市消防のあらまし

仙台市の地勢, 気象, 人口	1
仙台市消防局・消防署所等の配置	3
組織及び主な事務分掌	4
消防署所別面積, 人口及び世帯数	5
消防局及び消防署所等の所在地一覧	6

## 業務概要

消防予算	7
平成29年度当初予算の概要	7
主な事務事業の概要	8
過去5年間の歳出決算額	8
消防職員	9
職員の配置状況	9
職員研修の状況	9
広 報	10
主な広報活動	10
マスコットキャラクター	10
地震防災アドバイザー	10
消防音楽隊	11
消防音楽隊の活動	11
警 防	13
警防業務の実施体制	13
出火の状況及び火災による損害額	13
出火原因	14
主な出火原因	14
火災種別出火件数	14
消防隊の出場状況	14
消防隊の訓練実施状況	15
緊急消防援助隊	15
救 助	16
救助業務の実施体制	16
事故種別救助隊出場件数及び活動の状況	16
救助隊の訓練実施状況	16
国際消防救助隊 ( I R T )	16
航空消防	17
航空消防業務の実施体制	17
消防ヘリコプターの災害種別出場状況	17

航空消防活動訓練の実施	17
水 防	18
主な水防実施機関とその任務	18
指定水防区域	18
救 急	19
救急業務の実施体制	19
救急出場件数及び搬送人員の状況	19
事故種別傷病程度別搬送人員	19
救急隊員に対する教育訓練	20
メディカルコントロールシステム整備	20
市民に対する応急手当の普及啓発	20
仙台市救急ステーション	21
PA連携(消防ポンプ車(Pumper)と救急車 (Ambulance)の連携)運用	22
応急手当協力事業所表示制度 (杜の都ハートエイド)	22
全国消防長会救急委員会	22
指 令	23
総合防災情報システム	23
通信設備	24
有線系統図	26
無線系統図	27
映像伝送システム系統図	28
危機管理・防災	29
防災計画	29
危機対応組織	29
防災行政用無線	29
コミュニティ防災センター及び 簡易型防災資機材倉庫の整備	30
避難所・避難場所の整備	30
災害救助物資の備蓄	31
津波避難施設の整備	31
防火管理・消防用設備等の規制	32
防火対象物の実態	32
立入検査	34
防火管理者	34
統括防火管理者・統括防災管理者	34
防火対象物定期点検報告制度	36

ホテル・旅館等に係る表示制度	36	林野火災資機材の配置状況	76
<b>防災管理</b>	<b>37</b>	消防資機材の配置状況	78
防災管理の状況	37	水防資器材及び水防工具類の配置状況	82
<b>防火管理講習等</b>	<b>38</b>	<b>火災の発生状況</b>	<b>84</b>
防火管理に関する講習	38	四季別出火件数	84
防災管理及び自衛消防業務に関する講習	38	月別出火件数	84
<b>消防同意</b>	<b>39</b>	曜日別出火件数	84
消防同意の状況	39	署所別火災件数	85
<b>危険物規制</b>	<b>41</b>	建物火災火元用途別出火件数	86
危険物施設	41	住宅火災の出火箇所別件数	87
石油コンビナート等特別防災区域の現況	41	中高層建築物の出火階数別出火件数	87
<b>火薬類取締</b>	<b>42</b>	覚知方法別出火件数	87
火薬類施設	42	初期消火器具等の使用状況	87
立入検査	42	<b>出火原因</b>	<b>88</b>
<b>高圧ガス規制</b>	<b>43</b>	放火火災の種別出火件数・損害状況	88
高圧ガス事業所	43	建物火災の用途別・出火原因別件数	88
立入検査	43	車両火災の出火原因別件数	89
<b>地域住民の防火防災活動</b>	<b>44</b>	その他火災の出火原因別件数	89
地域の自主防災活動	44	<b>火災防御活動状況</b>	<b>89</b>
婦人防火クラブ	44	月別活動状況	89
幼・少年消防クラブ	44	放水火災の平均活動状況	89
<b>消防団</b>	<b>45</b>	<b>救助活動の状況</b>	<b>90</b>
消防団の組織	45	各区・地区別活動状況	90
消防団員の定員・現員	45	事故種別出場人員・活動人員	90
<b>消防相互応援協定等</b>	<b>46</b>	<b>気象警報等及び非常配備の発令状況</b>	<b>91</b>
消防相互応援協定等の締結状況	46	月別気象警報発表状況	91
<b>防災に関する応援協定等</b>	<b>50</b>	月別津波警報等発表状況	91
防災に関する応援協定等の締結状況	50	月別非常配備発令状況	91
<b>統計資料</b>		<b>消防ヘリコプター及び離着陸場等の概要</b>	<b>92</b>
<b>沿革</b>	<b>61</b>	消防ヘリコプターの諸元	92
<b>消防力の推移</b>	<b>68</b>	主な装備	92
<b>消防職員</b>	<b>69</b>	ヘリコプター離着陸場一覧	92
階級別・年齢別消防職員数	69	飛行場外離着陸場適地一覧表	93
職員勤続年数構成表	70	災害種別出場状況	94
職員の表彰	71	<b>昭和23年以降の火災の状況</b>	<b>95</b>
職員の公務災害発生状況	71	昭和23年以降の火災件数及び損害状況	95
職員の資格取得状況	71	昭和23年以降の原因別火災発生状況	96
<b>保有車両の配置状況</b>	<b>72</b>	<b>救急隊数の推移</b>	<b>97</b>
<b>消防水利の状況</b>	<b>74</b>	<b>救急医療体制</b>	<b>97</b>
<b>資機材の状況</b>	<b>75</b>	初期救急医療機関	97
泡消火薬剤の備蓄状況	75	二次救急医療機関	97
		三次救急医療機関	97

救急告示医療機関数	97	コミュニティ防災センターの概要	119
<b>救急活動状況</b>	<b>98</b>	各区のコミュニティ防災センター及び 簡易型防災資機材倉庫一覧	119
事故種別出場件数及び搬送人員	98	<b>仙台市総合防災訓練参加状況</b>	<b>124</b>
行政区別出場件数及び搬送人員	98	<b>風水害による主な被害状況</b>	<b>124</b>
曜日別事故種別出場件数	98	<b>消防団</b>	<b>125</b>
時間帯別事故種別出場件数	99	年令及び階級別消防団員数	125
年令区分別事故種別搬送人員	99	消防団員の表彰	126
発生場所別搬送人員	99	消防団員の入退団状況	127
居住地別事故種別搬送人員	99	消防団員の勤続年数	127
医療機関別搬送人員	100	消防団員報酬額	127
東北自動車道における救急応援実施状況	100	消防分団別人員及び装備の配置状況	128
救急隊別活動状況	101	<b>防災都市宣言</b>	
<b>搬送者に対する応急処置実施状況</b>	<b>102</b>	<b>東日本大震災への対応状況</b>	
全救急隊員による応急処置実施状況	102		
救急Ⅱ課程修了者による拡大応急処置実施状況	102		
救急救命士による救急救命処置実施状況	102		
<b>発足（昭和36年）以降の救急発生状況</b>	<b>103</b>		
<b>指令業務の状況</b>	<b>104</b>		
119番等月別受付状況	104		
各種出場指令	104		
<b>政令防火対象物の状況</b>	<b>105</b>		
中高層建築物の状況	105		
消防用設備等設置状況	106		
<b>予防関係事務処理状況</b>	<b>107</b>		
各種届出等事務処理状況	107		
消防用設備等着工届出等処理状況	107		
<b>危険物施設の状況</b>	<b>108</b>		
危険物保安監督者選任状況	108		
予防規程認可状況	108		
<b>危険物関係事務処理状況</b>	<b>109</b>		
危険物関係申請・届出状況	109		
<b>火薬類取締関係事務処理状況</b>	<b>110</b>		
火薬類取締関係申請・届出状況	110		
公安委員会通報・意見聴取状況	110		
<b>高圧ガス・液石ガス法関係事務処理状況</b>	<b>111</b>		
高圧ガス法関係申請・届出状況	111		
液石ガス法関係申請・届出状況	112		
ガス事業法届出状況	112		
<b>避難所・避難場所の概要</b>	<b>113</b>		
各区の指定避難所一覧	113		
各区の地域避難場所一覧	118		
広域避難場所一覧	119		



仙台市消防のあらし



#### (4) 年齢構造

人口年齢構造を、年齢（5歳階級）別の人口ピラミッド（平成27年10月1日現在、国勢調査結果による）で見ると、全体的には張り出しが少なく、30代後半と60代前半のピークが2つあるひょうたん型をしています。

また、10年前の平成17年の人口ピラミッドとの比較によって年齢構造の変化を見ると、近年における高齢社会を反映し、高齢人口が大幅に増加する傾向を見せています。

つぎに、年齢3区分別にみると、15歳未満の年少人口は12万9,309人、15～64歳の生産年齢人口は67万4,873人、65歳以上の老年人口は23万4,360人で、総人口に占める割合はそれぞれ12.4%、65.0%、22.6%となっています。前回調査に対する増減率を

みると、年少人口が1.3%の増加、生産年齢人口が4.1%の減少、老年人口が16.7%の増加となっています。

注) 総数には「不詳」を含むため、内訳を合計しても総数に一致しません。割合は、分母から不詳を除いて算出しています。

#### (5) 世帯

平成27年国勢調査における世帯数は498,953世帯で、前回調査と比較して33,693世帯、率にして7.2%増加しています。

また、1世帯当たりの人員は2.17人で、単身者世帯の増加などによって、年々世帯規模の縮小が進んでいます。





組織及び主な事務分掌

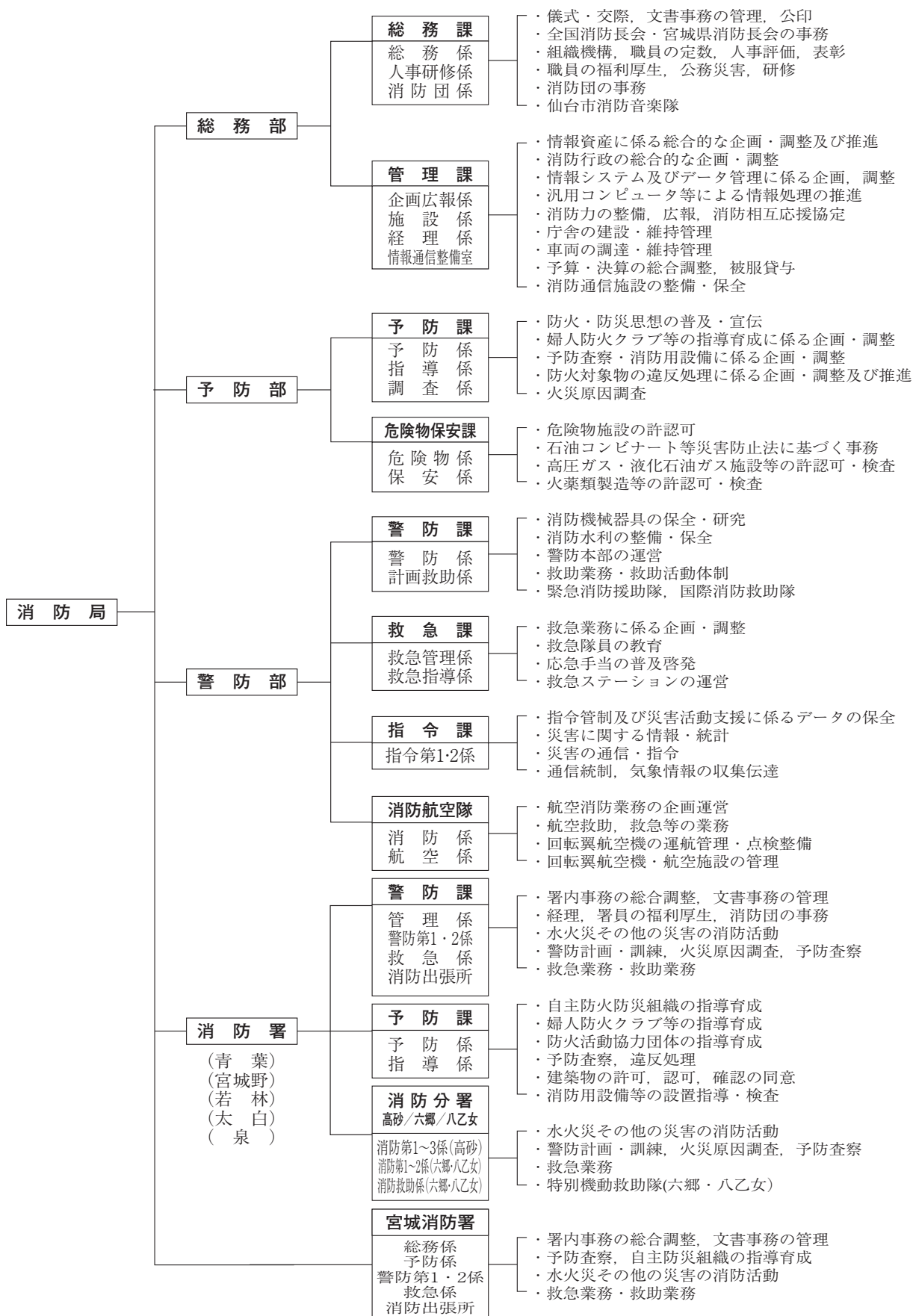


図-2 組織及び主な事務分掌

(平成29年4月1日現在)

消防署所別面積，人口及び世帯数

表－１ 消防署所別面積，人口及び世帯数

(平成29年4月1日現在)

区 分	面 積 (km <sup>2</sup> )	人 口 (人)	世帯数 (世帯)	人口密度 (人/km <sup>2</sup> )
青葉消防署合計	40	216,945	118,254	5,424
本 署	4	39,701	22,804	9,925
国 見	8	43,322	23,744	5,415
片 平	14	30,995	17,881	2,214
小松島	6	47,921	26,620	7,987
荒 巻	8	55,006	27,205	6,876
宮城野消防署合計	58	188,817	90,998	3,255
本 署	8	32,960	16,513	4,120
高 砂	28	51,807	23,327	1,850
岩 切	12	26,505	11,248	2,209
鶴 谷	6	41,966	20,239	6,994
原 町	4	35,579	19,671	8,895
若林消防署合計	51	133,793	64,287	2,623
本 署	25	64,686	30,193	2,587
河原町	5	41,928	22,977	8,386
六 郷	21	27,179	11,117	1,294
太白消防署合計	228	226,069	102,728	992
本 署	16	65,121	29,612	4,070
長 町	9	59,181	27,015	6,576
中 田	11	57,918	24,250	5,265
八木山	7	26,097	13,994	3,728
秋 保	144	4,192	1,910	29
茂 庭	41	13,560	5,947	331
泉消防署合計	147	214,692	93,393	1,460
本 署	13	56,771	25,982	4,367
八乙女	14	71,157	32,881	5,083
松 陵	7	23,397	10,249	3,342
高 森	14	28,488	11,028	2,035
根白石	99	34,879	13,253	352
宮城消防署合計	262	73,401	30,008	280
本 署	76	70,758	28,775	931
熊ヶ根	186	2,643	1,233	14
消防局合計	786	1,053,717	499,668	1,341

※ 署所面積は概数です。また、小数点以下を省略したため市域面積と一致しません。  
人口及び世帯数は平成29年4月1日現在の住民基本台帳に基づき算定しました。



# 業務概要



## 消防予算

### (1) 平成29年度当初予算の概要

消防費の平成29年度当初予算総額は159億6,426万円で、仙台市一般会計予算5,476億3,300万円に占める割合は2.9%となっています。

消防費の科目別内訳は、人件費、庁舎維持管理費、総合防災情報システム運営費等の消防費として117億2,236万円、消防団施設、装備整備費及び団員報酬等の消防団費として5億586万円、消防車両整備費、

消防水利整備費、庁舎施設・設備整備費等の消防施設費として37億2,906万円、火災予防対策等の防災対策費として587万円、水防資機材整備等の水防費として110万円です。

消防費の性質別内訳は、人件費106億2,180万円、事業費53億4,245万円となっています。

また、東日本大震災により被災した消防防災施設の災害復旧費は1,177万円となっています。

表-3 年度当初予算の比較

区 分	28年度当初予算 (千円)	29年度当初予算 (千円)	対前年度比		
			金額 (千円)	割合 (%)	
予算総額(企業会計を除く)	838,076,348	868,940,329	30,863,981	103.7	
一 般 会 計 総 額	506,676,000	547,633,000	40,957,000	108.1	
消 防 費	14,360,159	15,964,260	1,604,101	111.2	
(対一般会計構成比)	2.8%	2.9%			
内 訳	消 防 費	12,088,096	11,722,367	-365,729	97.0
	消 防 団 費	511,257	505,862	-5,395	98.9
	消 防 施 設 費	1,753,790	3,729,061	1,975,271	212.6
	防 災 対 策 費	5,905	5,870	-35	99.4
	水 防 費	1,111	1,100	-11	99.0
災 害 復 旧 費	2,116,413	11,778	-2,104,635	0.6	

## (2) 主な事務事業の概要

平成29年度は、多様化する災害に対応するための消防技術・知識の高度化と継承、救急件数の多い市中心部への対応などの救急需要対策の推進、地域の消防・防災力の要となる消防団の充実・強化などを

図るため、「消防活動体制の充実」「救急業務実施体制の充実」「火災予防対策等の推進」「大規模災害等への対応」「東日本大震災からの復旧・復興」「業務執行体制の充実」を柱とした各種事業について、組織一丸となり取り組みます。

表－4 主な事務事業の概要

事業名	概要	事業費 (千円)
消防活動体制の充実	災害対応力の向上を図るため、署所改修・消防車両更新等による総合的な消防力の整備、災害活動体制の充実強化、円滑な通信・指令体制の確立、航空消防体制の充実、消防団の充実強化等を推進する。	2,920,564
救急業務実施体制の充実	救命効果の向上を図るため、救急隊増隊等の救急需要対策、救急救命士の養成や継続教育によるメディカルコントロール体制の充実、迅速な救急搬送のための情報システムの効果的運用や医療機関との連携体制の構築、医師等による救急現場活動体制の充実、市民等への応急手当の普及啓発等を推進する。	180,106
火災予防対策等の推進	住宅火災による被害の軽減を図るため、火災の現状を踏まえた総合的な住宅防火対策を推進する。また、建物の大規模化や複合化、事業所の多様化などによる火災危険性の変化に対応し、事業所の防火安全対策の充実強化を図る。	76,368
大規模災害等への対応	東日本大震災の経験を踏まえながら大規模災害対策を推進し、今後の大規模地震災害等に備え、防災・減災対策事業の更なる充実を図る。また、大雨、台風等による大規模な自然災害に的確に対応できる体制の充実を図る。	246,375
東日本大震災からの復旧・復興	市民の「安全・安心」を確実なものとするため、東日本大震災において被害を受けた航空消防活動拠点の早期復旧を目指す。また、全国消防救助大会を通じて、復旧・復興への取り組みを発信する。	46,494
業務執行体制の充実	より効果的・効率的な業務運営を図るとともに、消防職員として必要な知識及び技能のレベルアップと活力ある職場づくりを推進する。	20,387

## (3) 過去5年間の歳出決算額

表－5 歳出決算額（一般会計との比較）

年度別	一般会計 (千円)	消防費 (千円)	対一般会計構成比 (%)
23	571,335,316	12,976,353	2.3
24	598,008,699	12,963,846	2.2
25	540,474,680	13,490,937	2.5
26	543,925,265	15,102,393	2.8
27	523,994,459	16,205,710	3.1

# 消防職員

## (1) 職員の配置状況

平成29年4月1日現在の消防職員数は、1,099人（消防学校入校中及び派遣等の職員62人を含む）となっており、配置状況は、消防局に218人、消防署に881人となっています。

勤務形態別配置状況は、交代制勤務者（警防部救急課、指令課及び消防航空隊、並びに消防署警防課及び消防分署）が814人、毎日勤務者が285人となっております。

## (2) 職員研修の状況

消防職員の学校教育機関として、消防大学校（国）、消防学校（県）があります。

平成28年度は、消防大学校に8人、消防学校に113人の計121人の職員をそれぞれの教育目的に応じた研修科目に派遣し、知識・技術の向上を図りました。

表－6 職員の配置状況

（平成29年4月1日現在）

区分	計	消防局	青葉	宮城野	若林	太白	泉	宮城
消防司監	1	1						
消防正監	5	4	1					
消防監	8	2	1	1	1	1	1	1
消防司令長	71	24	9	10	7	10	6	5
消防司令	122	43	11	15	16	10	19	8
消防司令補	326	65	51	45	42	48	50	25
消防士長	283	27	51	47	36	59	41	22
消防副士長	5			2	1	1	1	
消防士	266	42	46	47	30	42	38	21
その他の職員	12	10				1		1
小計	1,099	218	170	167	133	172	156	83
再任用職員	37	8	6	6	4	4	4	5
合計	1,136	226	176	173	137	176	160	88

表－7 職員研修の状況

（平成28年度中）

区分	研修種別	対象者・資格等	日数	受講者数	
学 校	消防大学校	幹部科（第47期）	消防司令	32日	1
		救助科（第74期）	消防士長以上で救助業務に従事している者等	34日	1
		予防科（第101期）	消防司令補以上で予防業務に従事している者等	34日	1
		緊急消防援助隊教育科 指揮隊長コース（第15回）	緊急消防援助隊の指揮支援部隊長等	9日	1
		緊急消防援助隊教育科 航空隊長コース（第16回）	消防司令補以上で消防航空業務に従事している者	10日	1
		緊急消防援助隊教育科 高度救助・特別高度救助コース（第6回）	特別機動救助隊長等	10日	1
		緊急消防援助隊教育科 NBCコース（第6回）	NBC災害担当者又は特別機動救助隊長等	15日	1
		女性消防吏員活躍推進講習会	消防司令補又は消防士長の階級にある女性消防吏員	5日	1
		初任総合教育（第20期）	新たに消防職員に任命された者	180日	53
		警防科（第6期）	消防司令補又は消防士長の階級で警防業務に従事している者	10日	6
研 修	宮城県消防学校	火災調査科（第7期）	消防司令補又は消防士長の階級で火災調査業務に従事している者	10日	6
		危険物科（第4期）	消防司令補又は消防士長の階級で予防業務に従事している者	5日	6
		初級幹部科(第33期)	消防司令補及び部隊等の管理を職務とする消防士長の階級にある者	10日	6
		指揮隊長教育講習	災害現場において、部隊指揮、安全管理を担当する消防司令の階級にある者	5日	6
		救助隊長教育講習	救助隊長又は、その補佐を職務とする消防司令以下階級にある者	5日	6
		救急救命士処置拡大講習	薬剤投与実施に係る認定を受けている救急救命士	5日	18
		救急救命士再教育講習	救急救命士の資格を有する者	4日	6
		2級小型船舶操縦士	関係職にある者	3日	6
		特殊小型船舶操縦士	〃	2日	1
		衛生管理者	〃	1日	7
派 遣 研 修	資格取得研修	小型移動式クレーン	〃	3日	8
		クレーン玉掛け	〃	3日	8
		第1級陸上特殊無線技士	〃	9日	3
		潜水士	〃	1日	2
		大型自動車免許	〃	34日	18
		中型自動車免許	〃	19日	16
		特別管理産業廃棄物管理責任者	〃	1日	2
		救急救命士養成研修	救急救命士研修所等での研修に派遣を命ぜられた者	126日	6
		救急救命士就業前病院実習	救急救命士の国家試験合格者で救急救命士の業務運用がされていない者	30日	6
		救急救命士定期研修	救急救命士	2日	103
救急ステーション実習	〃	365日	75		





# 消防音楽隊

## (1) 消防音楽隊の活動

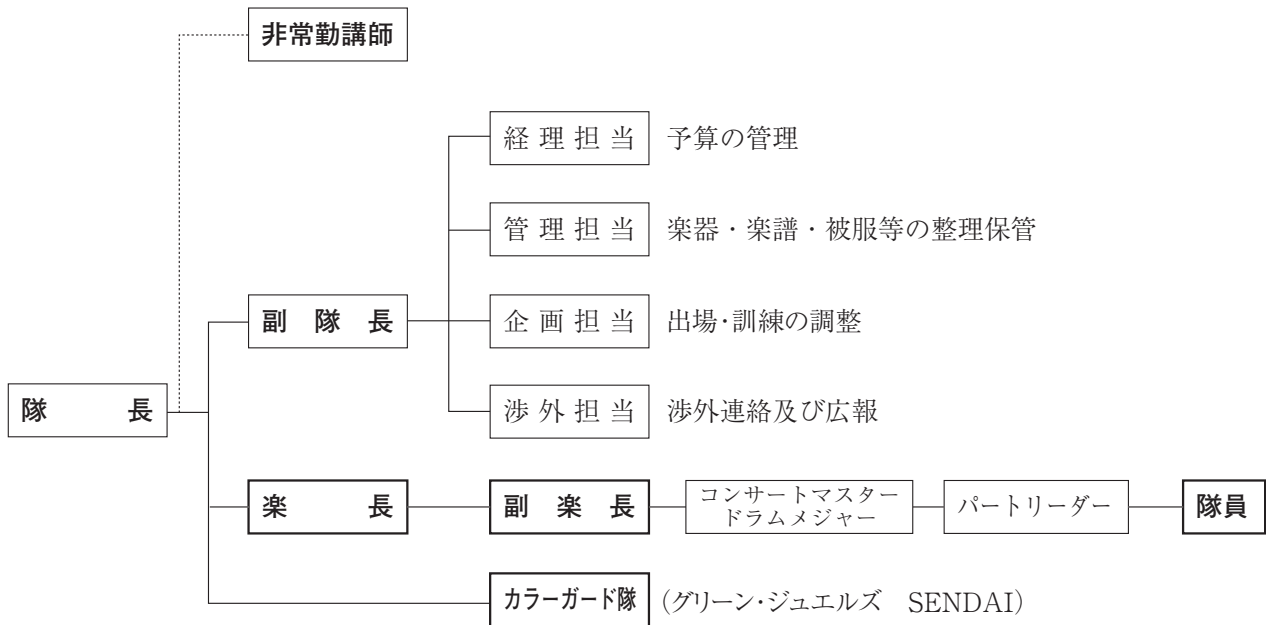
仙台市消防音楽隊は、現在隊長以下30名の隊員で編成されており、消防関係行事をはじめ各区民まつりなど仙台市の行事や、七夕まつりなどの伝統的行事にも出場しています。

また、カラーガード隊「グリーン・ジュエルズ SENDAI」による華やかな演技を取り入れた効果的な市政広報を行っております。

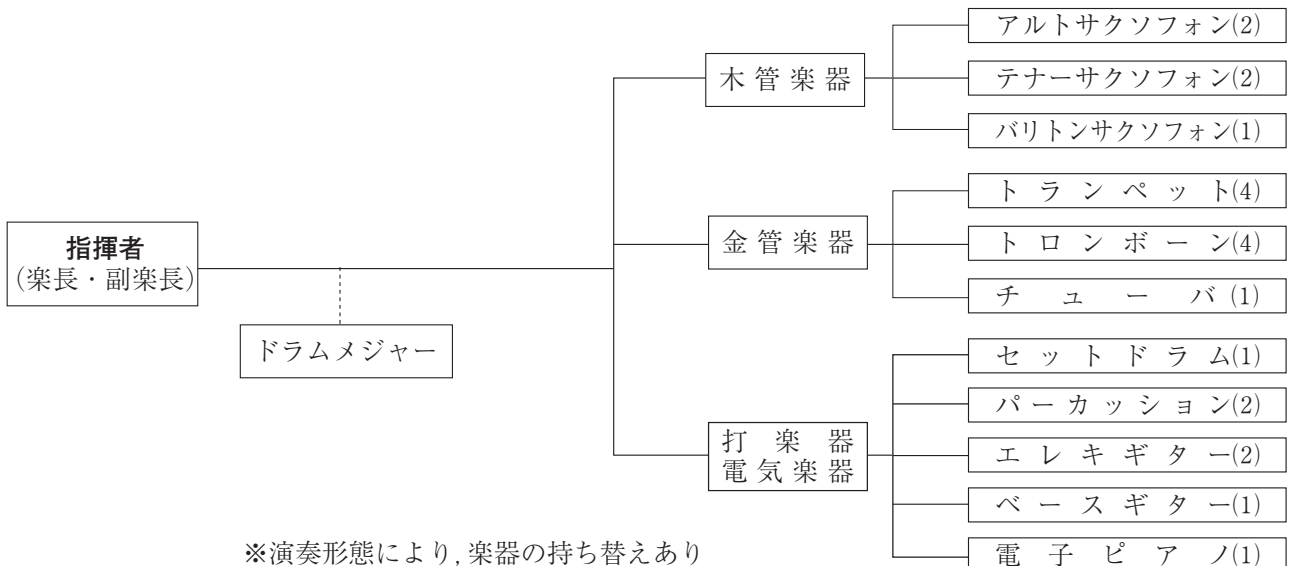
※平成29年4月1日現員数：隊長以下30名（音楽隊24名・カラーガード隊6名）

図－3 音楽隊構成図

(平成29年4月1日現在)



図－4 楽器編成図



※演奏形態により、楽器の持ち替えあり

表-9 出場状況及び訓練回数

区 分	平成28年度	平成27年度	平成26年度	平成25年度	平成24年度	平成23年度	平成22年度
出 場 件 数	33(20)	34(15)	36(14)	25(14)	31(19)	19(14)	25(14)
消防関係行事	14( 4)	18( 5)	20( 5)	14( 6)	19( 9)	9( 6)	15( 5)
市関係行事	18(15)	15( 9)	15( 8)	10( 7)	10( 8)	7( 7)	7( 6)
その他の行事	1( 1)	1( 1)	1( 1)	1( 1)	2( 2)	3( 1)	3( 3)
訓 練 回 数	98(114)	98(89)	104(86)	133(97)	138(82)	97(58)	97(54)

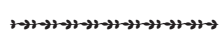
※ ( ) 内数字はカラーガード隊の出場・訓練回数

表-10 楽器保有数

(平成29年4月1日現在)

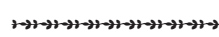
区 分	楽 器 名 称 (木管楽器・金管楽器)														
	ピ ッ コ ロ	フ ル ー ト	オ ー ボ エ	ク ラ リ ネ ット	バ ス ク ラ リ ネ ット	ソ プ ラ ノ サ ツ ク ス	ア ル ト サ ツ ク ス	テ ナ ー サ ツ ク ス	バ リ ト ン サ ツ ク ス	ト ラ ン ペ ット	コ ル ネ ット	ホ ル ン	ユ ー ホ ニ ユ ー ム	ト ロ ン ボ ー ン	チ ユ ー バ
演 奏 用	3	4	1	6	1	1	5	3	1	7	1	4	2	5	2
マーチング用												4	2		3

区 分	楽 器 名 称 (パーカッション)														
	シ ン バ ル	ド ラ ム セ ット	バ ス ド ラ ム	ス ネ ア ド ラ ム	テ ナ ー ク ォ ー ド	テ ィ ン パ ニ	シ ロ フ ォ ン	ビ ブ ラ フ ォ ン	グ ロ ッ ケ ン	コ ン ガ	ボ ン ゴ	テ ィ ン バ レ ス	エ レ キ ギ タ ー	エ レ キ ベ ー ス	電 子 ピ ア ノ
演 奏 用	2	1	1			1	1	1	2	1	1	1	2	1	1
マーチング用			4	2	2		1								



# 警

# 防



## (1) 警防業務の実施体制

本市の消防は、昭和23年11月に自治体消防として発足以来、火災を中心とした各種災害の教訓を活かしながら、施設、装備などのハード面から消防力の整備を図るとともに、それらを有効に活用するための訓練等により、的確な災害対応を実施することで安全・安心な市民生活の確保に努めてまいりました。

しかしながら、都市構造の変化や少子高齢化に代表される社会環境等の変化に伴い、災害事象も複雑多様化・大規模化しており、警防業務の広がりに加え、従来にも増して迅速的確な災害対応が求められております。

こうした背景の下、本市においては平成29年4月1日現在、各消防署（6署）に指揮隊及び警防隊を

配置するとともに、各消防分署（3分署）及び消防出張所（17出張所）に警防隊を配置し、昼夜を問わず各種災害対応を実施しています。

## (2) 出火の状況及び火災による損害額

平成28年中の出火件数は250件で、前年（294件）に比べ44件減少しています。また、火災による死者は5人（前年8人）、負傷者は46人（前年43人）となっています。

損害額は1億7,162万7千円で、前年に比べ663万2千円減少しています。過去10年間の平均と比べても2億8502万1千円減少しています。

1万人あたりの出火件数（出火率）は、2.3件となっています。

表-11 火災の状況

区 分		単 位	平 成 2 8 年		平 成 2 7 年		
出火件数	建物火災	ぼ や	108	149	114	294	
		部 分 焼	21		28		
		半 焼	7		3		
		全 焼	13		17		
		爆 発	0		0		
	車 両 火 災	25	101	30	132		
	船 舶 火 災	0		0			
	林 野 火 災	0		2			
そ の 他 火 災	76		100				
焼損棟数	ぼ や 部 分 焼	棟	128	190	137	201	
			33		34		
			8		4		
			21		26		
り 災 世 帯	小 半 全	世帯	111	136	115	129	
			4		3		
			21		11		
り 災 人 員		人	297		294		
焼損面積	建 物 ( 床 面 積 )		m <sup>2</sup>	2,881		2,517	
	建 物 ( 表 面 積 )		m <sup>2</sup>	291		293	
	林 野		a	0		8	
損害額	建 物	建 物	千円	123,378		152,085	
		収 容 物		25,581		17,885	
	車 両	20,189		6,820			
	船 舶	0		0			
	林 野	0		0			
	そ の 他	2,479		1,469			
	爆 発 合 計	0		0			
			171,627		178,259		
死 者		人	5		8		
負 傷 者		人	46		43		
放 水 火 災		件	100		127		
出 火 率		件/万人	2.3		2.7		

### (3) 出火原因

平成28年中の出火件数250件のうち、失火による火災が199件（79.6%）で、前年より4.1ポイント増加しています。次いで、放火・放火の疑いが46件（18.4%）で前年より3.0ポイント減少しています。

### (4) 主な出火原因

平成28年中の出火件数250件のうち、放火・放火の疑いによる火災が46件で全火災の18.4%を占め、昭和55年以降37年連続出火原因の1位となっています。次いで、たばこの30件、こんろの29件となっています。

### (5) 火災種別出火件数

出火件数を火災種別にみると、建物火災が149件（59.6%）、その他の火災76件（30.4%）、車両火災が25件（10.0%）となっています。

※その他の火災とは、空地、土手、河川敷等の枯草、ごみ集積所等の火災をいう。

### (6) 消防隊の出場状況

平成28年中における消防隊の出場件数は3,513件で、出場延人員は36,921人でした。その内訳は、火災出場（管外出場含む）が258件（出場人員5,205人）、火災以外の災害出場が3,255件（出場人員31,716人）となります。

表-12 出火原因別出火件数と構成比率

区 分	平成28年		平成27年	
	出火件数	割合(%)	出火件数	割合(%)
失 火	199	79.6%	222	75.5%
放火(疑い含む)	46	18.4%	63	21.4%
自然発火・再燃等	4	1.6%	4	1.4%
不 明	1	0.4%	5	1.7%
合 計	250	100.0%	294	100.0%

表-13 主な出火原因別の出火件数

(平成28年中)

順位	出 火 原 因	件数
1 位	放 火 ( 疑 い 含 む )	46
2 位	た ば こ	30
3 位	こんろ (内天ぷら油9件)	29
4 位	電 灯 ・ 電 話 等 の 配 線	25
5 位	ス ト ー ブ	16
6 位	排 気 管	8
7 位	配 線 器 具	7
8 位	電 気 機 器	6

表-14 火災種別出火件数と構成比率

区 分	平成28年		平成27年	
	出火件数	割合(%)	出火件数	割合(%)
建 物 火 災	149	59.6	162	55.1
そ の 他 の 火 災	76	30.4	100	34.0
車 両 火 災	25	10.0	30	10.2
林 野 火 災	0	0.0	2	0.7
船 舶 火 災	0	0.0	0	0.0
合 計	250	100.0	294	100.0

表-15 災害種別の出場状況

(平成28年中)

区 分		出場件数	出場台数	出場人員	一件あたりの 出 場 台 数	一件あたりの 出 場 人 員
合計		3,513	9,706	36,921	2.8	10.5
火 災	放 水	95	627	3,055	6.6	32.2
	非 放 水	155	380	2,108	2.5	13.6
	管 外	8	11	42	1.4	5.3
火 災 以 外	自 然 災 害	109	156	607	1.4	5.6
	救 助	366	1,926	7,207	5.3	19.7
	危 険 物 漏 洩	246	510	1,868	2.1	7.6
	ガ ス 漏 れ	23	197	706	8.6	30.7
	誤 報	96	807	3,008	8.4	31.3
	偽 報	28	101	402	3.6	14.4
	非 火 災 報	289	405	1,668	1.4	5.8
	P A 連 携	1,624	3,608	12,585	2.2	7.7
	そ の 他	474	978	3,665	2.1	7.7



## (7) 消防隊の訓練実施状況

消防を取り巻く社会情勢の変化に伴い、火災はもとより、集団災害や特殊災害など、災害も複雑多様化し、従来の消防活動に加えて、新たな知識や資機材、消防戦術が必要とされています。このような変化に確実に対応し、災害による被害を軽減するため、社会情勢に即応した訓練を実施しています。



## (8) 緊急消防援助隊

緊急消防援助隊は、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて、国内で発生した地震等の大規模災害時における人命救助活動をより効果的かつ充実したものとするため、平成7年6月に発足しました。本市のこれまでの出動実績は、10件となっています。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、全国の緊急消防援助隊が被災地に応援のために出動し、仙台市は、札幌市消防局、東京消防庁、北九州市消防局の航空隊と、神奈川県、三重県、島根県、熊本県の陸上隊の応援を受け、消火、救助、救急及び危険物排除等の災害に対応いただきました。

表－18 本市緊急消防援助隊の登録状況

(平成29年4月1日現在)

区 分	登録隊数	登録人数
合 計	51(48)	213(199)
指 揮 支 援 隊	3	15
宮 城 県 大 隊 指 揮 隊	1	4
宮 城 県 統 合 機 動 部 隊 指 揮 隊		
消 火 小 隊	13	65
救 助 小 隊	3	15
救 急 小 隊	6	24
後 方 支 援 小 隊	8	19
通 信 支 援 小 隊	1	3
特 殊 災 害 小 隊	7( 5)	28( 18)
特 殊 装 備 小 隊	6	24
航 空 小 隊	2	12

※1 ( ) 内は重複を除いた数

※2 宮城県大隊指揮隊は宮城県統合機動部隊指揮隊を兼ねる

表－16 消防隊の訓練実施状況

(単位：回) (平成28年度中)

区 分	指揮技術訓練	活動技術訓練	機器操作訓練	林野火災訓練	水防訓練	消防訓練	集団災害訓練	災害対応訓練	効果確認
合 計	326	6,311	8,169	14	19	122	19	144	62
青 葉	66	1,155	1,421	2	3	5	4	22	13
宮 城 野	99	832	1,867	3	3	3	2	8	17
若 林	47	788	908	2	2	3	5	22	16
太 白	55	1,593	1,720	3	3	36	1	28	2
泉	30	1,153	1,380	2	4	61	4	37	8
宮 城	28	553	621	1	3	8	3	20	6
消防航空隊	1	237	252	1	1	6	—	7	—

表－17 本市緊急消防援助隊の出場実績

件数	年	活 動 期 間	災 害 の 内 容
1	10	H10.9.4(1日)	岩手県内陸北部地震
2	12	H12.4.3~H12.4.19(17日)	北海道有珠山火山災害
3	15	H15.9.26(1日)	十勝沖地震
4		H15.9.28~H15.10.11(14日)	出光興産北海道製油所貯蔵タンク火災
5	16	H16.7.14~H16.7.15(2日)	新潟・福島豪雨
6		H16.10.23~H16.10.28(6日)	新潟県中越地震
7	19	H19.7.16~H19.7.23(8日)	新潟県中越沖地震
8	20	H20.6.14~H20.6.18(5日)	岩手・宮城内陸地震
9		H20.7.24~H20.7.24(1日)	岩手県沿岸北部地震
10	28	H28.8.31~H28.9.9(10日)	平成28年台風第10号災害









# 救 急

## 1 救急業務の実施体制

救急業務は、昭和38年に法制化されて以来、年々その体制が整備され、現在では市民の生命、身体を守るうえで必要不可欠な行政サービスとして市民の生活に深く定着しています。

また、平成3年以降、救急救命士法の制定や高規格救急車の整備により救急業務の高度化が図られました。平成15年4月からは、市内4医療機関との連携によりメディカルコントロールシステムを導入しています。

平成29年4月1日現在、6署3分署13出張所1救急ステーションに25隊の救急隊（うち1隊は高度処置救急隊（ドクターカー））を設置しており、専任救急隊員198人（兼任救急隊員457人）と33台の高規格救急車（予備車8台を含む）で救急業務を実施しています。

## (2) 救急出場件数及び搬送人員の状況

平成28年中における救急業務の実施状況は、救急出場件数48,363件（対前年298件増、対前年比0.6%増）、搬送人員42,701人（対前年1,330人増、対前年比3.2%増）となっています。

これは、1日あたり約132.5件、約10.9分に1回の割合で救急隊が出場し、市民の約25.4人に1人が救急隊によって搬送されたこととなります。

## (3) 事故種別傷病程度別搬送人員

平成28年中の搬送人員42,701人の傷病程度別の状況をみると、死亡、重症、中等症が全体の63.9%、軽症の割合は36.1%となっています。

表-26 救急隊の配置状況

（平成29年4月1日現在）

署名称	救急隊数	救急隊設置署所
消防局	2隊	救急ステーション（うち1隊は高度処置救急隊）
青葉消防署	5隊	本署、国見出張所、片平出張所2隊、荒巻出張所
宮城野消防署	5隊	本署、高砂分署、岩切出張所、鶴谷出張所、原町出張所
若林消防署	3隊	本署、六郷分署、河原町出張所
太白消防署	5隊	本署、長町出張所、中田出張所、八木山出張所、秋保出張所
泉消防署	3隊	本署、八乙女分署、根白石出張所
宮城消防署	2隊	本署、熊ヶ根出張所
合計	25隊	

表-27 救急隊員数等

（平成29年4月1日現在）

救急隊員数	専任救急隊員	198
	兼任救急隊員	457
	計(人)	655
救急隊員有資格者の内訳	救急科（250時間）修了者	466
	救急科救急標準課程（250時間）修了者	289
	救急Ⅰ課程（135時間）及び救急Ⅱ課程（115時間）修了者	73
	救急Ⅰ課程（135時間）のみ修了者	7
	計(人)	835
救急救命士配置状況	救急救命士有資格者（就業前実習未修了者除く）(人)	165
	各救急隊	119
	指令課	7
	救急課（救急ステーション救急隊を除く）	7
	その他(研修所派遣、各署日勤等)	32
計(人)	165	
救急車配置状況	各救急隊	24
	高度処置救急隊（ドクターカー）	1
	予備車（本署及び救急ステーション、管理課に各1台配置）	8
	計(台)	33

#### (4) 救急隊員に対する教育訓練

救急救命士が技術の維持と新しい知識の習得を図るため、医師による講義、シミュレーション実習、救急車同乗実習や病院実習などの生涯教育を平常勤務と切り離れた教育システムの中で毎年組織的に実施しています。

また、救急救命士が行える処置範囲は、飛躍的に拡大しており、①気管内チューブによる気道確保（気管挿管）、②エピネフリン（強心剤）の投与、③自己注射が可能なアドレナリン（エピネフリン）製剤の条件付き投与の他、平成26年には、④心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液、⑤血糖測定とブドウ糖溶液の投与の2処置が更に追加され、これらの拡大処置を実施できる認定救命士を早期に養成するための特別教育を受講させるなど救急業務の高度化に対応するための取組みも実施しています。

その他、救急救命士の業務との連携を図るため、救急救命士以外の救急隊員にも定期的な教育訓練を実施しています。

#### (5) メディカルコントロールシステム整備

平成15年4月から、市内4医療機関と連携し、メディカルコントロールシステムを運用しています。

#### (6) 市民に対する応急手当の普及啓発

市民の救命率向上を図るためには、救急隊が現場に到着するまでの間に、心肺機能停止（CPA）状態で倒れた人に対して、その場に居合わせた市民が心肺蘇生法を施すこと（バイスタンダーCPR）が極めて重要です。

仙台市では、平成16年度を初年度として市民20万人（5人に1人）の受講を目標としてきたこれまでの取組みを継承し、引続き毎年度2万人以上の受講を目標として、胸骨圧迫、人工呼吸及び自動体外式除細動器（AED）の取扱いを主とした救命講習会を開催し、市民に対する応急手当の普及啓発を積極的に進めています。

平成24年度から、より気軽に応急手当が学べる「救命入門コース（90分）」、平成29年度には、主に小学校上学年を対象とした「救命入門コース（45分）」を

表-28 救急出場件数及び搬送人員の推移

区 分	仙 台 市				全 国			
	出場件数	指数	搬送人員数	指数	出場件数	指数	搬送人員数	指数
平成17	39,193	100	35,706	100	5,280,428	100	4,958,363	100
平成18	38,787	99	35,003	98	5,240,478	99	4,895,328	99
平成19	39,464	101	35,548	100	5,293,403	100	4,905,585	99
平成20	37,512	96	33,415	94	5,100,370	97	4,681,447	94
平成21	37,863	97	33,140	93	5,125,936	97	4,686,045	95
平成22	42,052	107	36,312	102	5,467,620	104	4,982,512	100
平成23	46,394	118	40,086	112	5,711,102	108	5,185,313	105
平成24	45,226	115	38,688	108	5,805,701	110	5,252,827	106
平成25	45,671	117	39,511	111	5,918,939	112	5,348,623	108
平成26	47,184	120	40,813	114	5,988,377	113	5,408,635	109
平成27	48,065	123	41,371	116	6,054,815	115	5,478,370	110
平成28	48,363	123	42,701	120	6,210,082	118	5,620,889	113

※ 平成28年の全国値は速報値



設けています。

また、応急手当について学べるホームページの開設や緊急時にも使えるスマートフォン用のアプリケーション「救命ナビ」(平成29年4月に病气やけがの緊急度を自ら判定できる機能「病院受診ガイド」を追加)を公開するなど、応急手当の裾野の拡大に取り組んでいます。

## (7) 仙台市救急ステーション

仙台市救急ステーションは、①ドクターカー運用の拠点としての機能、②間接的メディカルコントロール(事後検証、救急隊員教育、症例検討会)の拠点施設としての機能、③救急業務の高度化に適確に対応するため、救急業務全般を統括的に指導する救急課直轄の救急隊の活動拠点としての機能、これら3つの機能を併せ持つ施設です。

表-29 事故種別傷病程度別搬送人員

(平成28年中)

区分	計	死亡	重症	中等症	軽症	その他
急病	27,502	337	2,551	15,160	9,454	
転院搬送	5,495	3	1,213	3,937	342	
一般負傷	5,423	23	464	2,021	2,915	
交通	3,094	7	107	834	2,146	
その他	1,187	34	107	504	541	1
計	42,701	404	4,442	22,456	15,398	1



表-30 救急隊員に対する教育訓練の実績

(平成28年中)

教育訓練項目	人員(回数)
救急救命士養成(養成研修派遣)	6
宮城県消防学校救急救命士再教育講習派遣	6
宮城県消防学校救急科派遣	0
宮城県消防学校初任総合教育(救急科)	54
救急救命士継続教育プログラム(生涯教育)	137(2回)
救急ステーション実習(生涯教育・1ヵ月)	74
救急救命士就業前病院実習	9
東北救急医学会救急隊員部会(弘前市)	7
日本臨床救急医学会(郡山市)	6
全国救急隊員シンポジウム(神戸市)	6
宮城県救急医療研究会(仙台市)	26
救急隊員研修会(活動研究会)	79
救急技術訓練	372(12回)
気管挿管病院実習	7
薬剤投与病院実習	9
宮城県消防学校救急救命士処置拡大講習	18

表-31 メディカルコントロールシステム整備

医療機関名	業務内容
東北大学病院	①指示、指導・助言 ②事後検証(メディカルディレクター)
仙台市立病院	①指示、指導・助言 ②病院実習 ③事後検証(メディカルコントロール・メイン)
国立病院機構仙台医療センター	①指示、指導・助言 ②事後検証(メディカルコントロール・サブ)
仙台オープン病院	①指示、指導・助言 ②事後検証(メディカルコントロール・サブ)

### (8) PA連携（消防ポンプ車（Pumper）と救急車（Ambulance）の連携）運用

平成18年6月から、心肺機能停止傷病者が発生した場合に、救急車に加え最寄の消防署所から自動体外式除細動器（AED）などの救急資器材を積載した消防車等も出場させるPA連携を運用しています。

消防隊員等が早期に救命処置を行い、到着した救急隊の救急救命士が処置を引き継ぐことにより、救命率の一層の向上が期待されます。

### (9) 応急手当協力事業所表示制度（杜の都ハートエイド）

平成21年9月9日の「救急の日」から、自動体外式除細動器（AED）を設置するとともに、応急手当を行うことができる人を配置し、応急手当に協力する意向を有する事業所等に対して「応急手当協力事業所」である旨の証票及びステッカーを交付し、広く市民に周知しています。

平成29年4月1日現在の登録事業所施設数は、998施設となっています。

### (10) 全国消防長会救急委員会

平成29年4月から全国53都市の消防長等で構成される全国消防長会救急委員会の委員長に仙台市消防局長が委嘱されました。救急委員会では、救急関係法制事案の措置推進に関することや救急業務の制度及び体制の調査研究に関することなど、救急業務の諸課題の解決に向けた審議等を行っています。

表-32 救命講習の実施状況

（単位：人）

区 分	平成16~平成18	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	累計
普通救命講習	167,585	22,373	24,970	22,038	20,151	15,283	20,651	18,864	21,698	20,858	21,188	375,659
上級救命講習	8,972	659	500	507	625	540	639	583	603	697	648	14,973
応急手当普及員講習	2,676	283	295	251	185	195	227	189	188	227	213	4,929
救命入門コース	-	-	-	-	-	-	1,647	3,947	4,482	3,972	4,947	18,995
合 計	179,233	23,315	25,765	22,796	20,961	16,018	23,164	23,583	26,971	25,754	26,996	414,556

※ 「救命入門コース」は平成24年から



## (2) 通信設備

表-34 通信設備の構成

(平成29年4月1日現在)

受付指令設備	受付指令制御装置	1式
	非常用受付指令制御装置	1式
	指令台	複座式20席
	画像処理台	1台
	表示盤	3種7面
	録音装置	2種2式
	受令端末設備	29式
	車両運用卓	1式
	無線モニタ装置	9台
	AVM制御装置	1式
	FAX119用ファクシミリ	2台
	メール119用送受信端末(聴覚障害者用)	2台
	トーキー音源装置	1式
発信地表示設備	携帯電話・IP電話位置情報通知システム	1式
高所監視設備	カメラ装置(カラー)	2式
	カメラ制御装置	1式
	操作卓	1式
	録画装置	1式
ヘリテレ電送設備	操作卓	1式
	自動追尾空中線装置	1式
衛星地球局	アンテナ装置	1式
	送受信装置	1式
	搬送端局装置	1式
	一斉受令装置	1式
	回線接続制御装置	1式
	遠方監視制御装置	1式
映像設備	映像操作卓	4卓
	65型ディスプレイ	5式
	50型ディスプレイ	1式
	42型ディスプレイ	9式
	書画カメラ	3式
	録画装置	1式
	静止画伝送装置	1式
	無線伝送装置(～宮城県警)	1式
	河川映像情報受信設備(～国土交通省)	1式
津波情報伝達システム	防災行政用無線操作卓	1式
	防災行政用無線親局設備	1式
	地図表示盤	1式
	屋外拡声装置	79基
電話・ファクシミリ設備	電子交換機	25式
	電子釘電話装置	5式
	インバンド信号装置	30式
	ファクシミリ装置	56式
	衛星携帯電話	37式
	携帯電話(自動車電話を含む。)	41式
	駆込電話	22台

無線電話設備	固定局 (多重マイクロ)	消防系	7.5GHz	6局
	基地局	消防系	150MHz10W・5W	1局
			260MHz	6局
	携帯基地局	ヘリテレ系	400MHz10W	1局
	携帯局	消防系	150MHz・1W	2局
			260MHz	6局
			400MHz1W	271局
		ヘリテレ系	15GHz 5W	2局
	陸上移動局	消防系	400MHz 5W・1W	5局
			150MHz10W	8局
			150MHz 5W	16局
			260MHz	500局
	受信設備	消防系	400MHz 1W	89局
			260MHz	378局
航空局	航空系	130MHz25W (固定型)	1局	
		130MHz1.5W (携帯型)	3局	
		130MHz10W (携帯型)	2局	
航空機局	航空系	130MHz25W	2局	
光伝送設備	光伝送路終端装置			1式
	光画像伝送装置			1式
	光ファイバーケーブル線路			1区間
気象・地震観測設備	気象観測設備			3式
	気象テレメータ設備			3式
	地震計測ネットワークシステム			1式
	雨量計			15式
その他のシステム	災害現場画像情報送信システム			2式
	河川・流域総合情報システム端末装置			1式
	気象情報受信用端末 (～気象台)			2式
	総合防災情報システム端末装置 (～総務省消防庁)			2式
	職員非常呼出システム			1式
	緊急速報メール送信用端末装置			3式
	津波情報伝達システム			1式
	災害情報提供システム (杜の都防災Web・メール)			1式
主要回線等の数	緊急通報用回線 (INS119番回線)			20回線40チャンネル
	うち発信地表示設備対応回線			20回線40チャンネル
	音声指令回線			52回線
	データ指令回線			29回線
	メール119用回線			1回線
	病院専用回線			16回線
	自動応答装置 (火災等の問い合わせ用)			20回線

図-5 有線系統図

(平成29年4月1日現在)

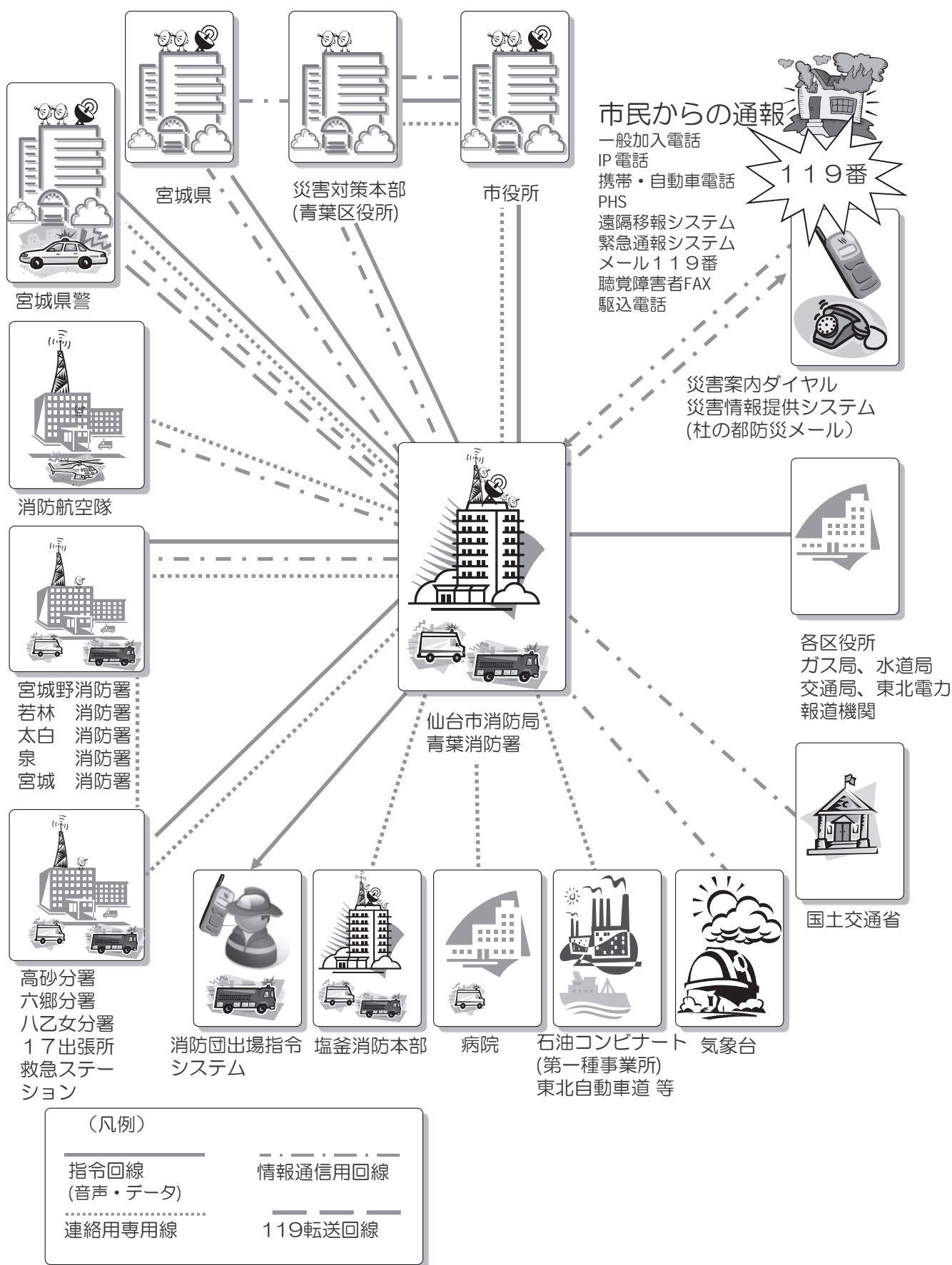




図-6 無線系統図

(平成29年4月1日現在)

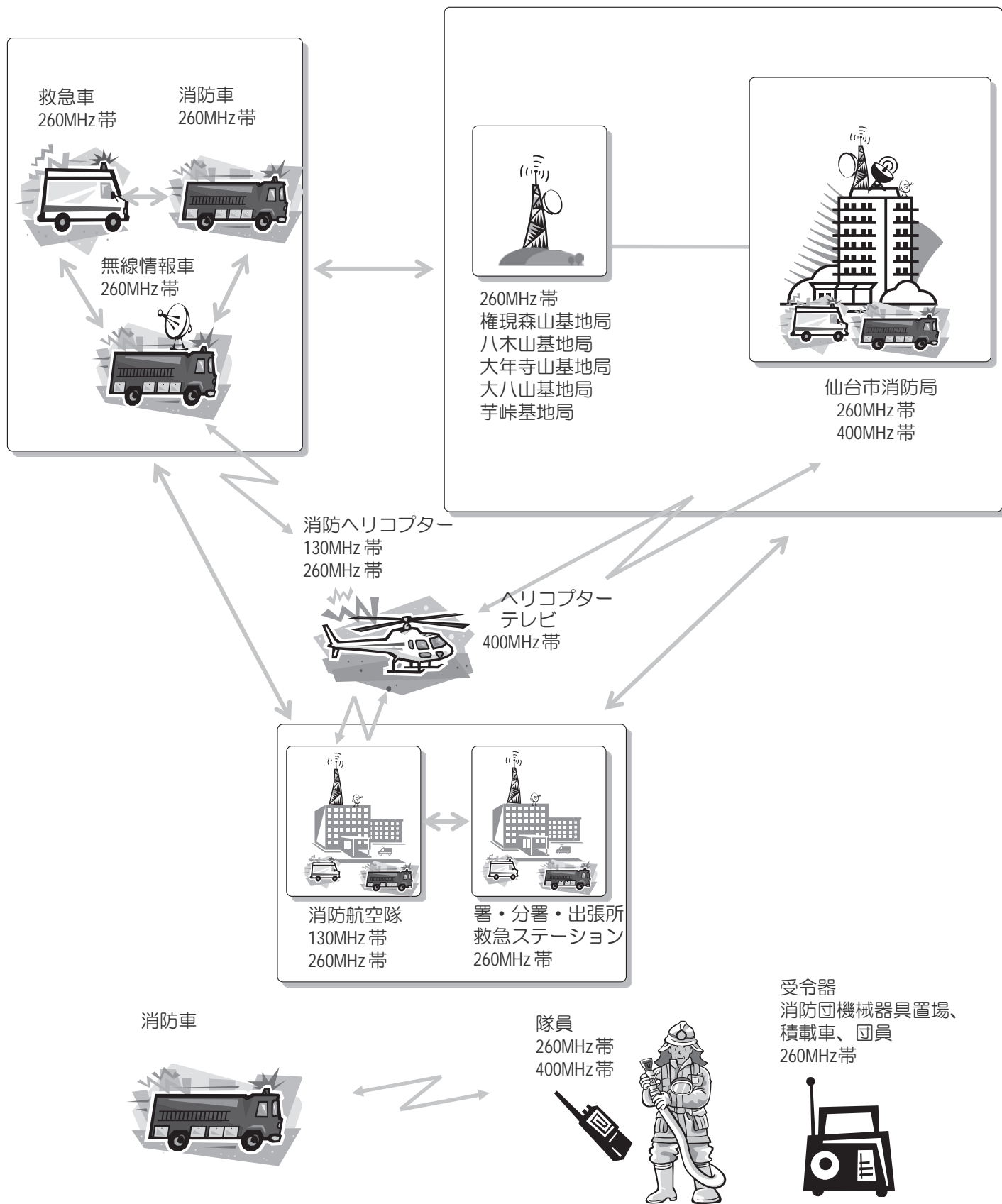
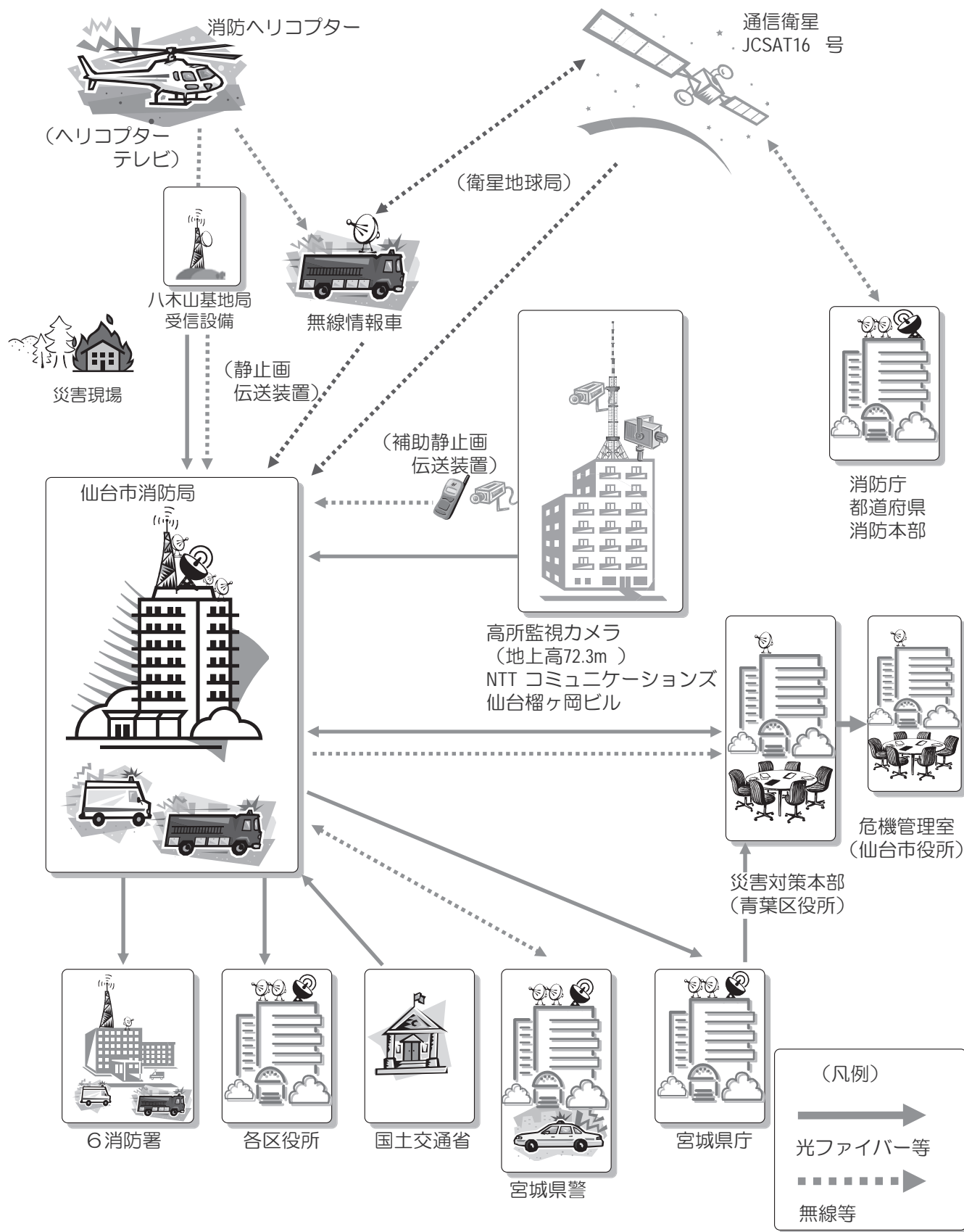


図-7 映像伝送システム系統図

(平成29年4月1日現在)





定系一斉同報無線)を設置しているほか、全市移動系の全ての無線装置は、災害時等に行政機関や防災関係機関が相互に通信可能な防災相互通信機能を備えております。

- 全市移動系(防災相互通信波を内蔵)
- デジタル移動通信系
- 固定系(仙台市津波情報伝達システム)

#### (4) コミュニティ防災センター及び簡易型防災資機材倉庫の整備

市民センターやコミュニティ・センターの新築、増改築等に合わせ、防災資機材倉庫を整備するとともに、既存の建物に防災資機材倉庫がない場所については、敷地内等に簡易型防災資機材倉庫を設置するなど、災害時の自主防災活動に必要な各種防災資

機材の備蓄を行っています。

#### (5) 避難所・避難場所の整備

地震・津波等の災害時に緊急的に市民等の安全を守る場として、又は災害により住家を失った市民等の当面の生活の場として、災害の危険が差し迫った場合における緊急時の避難場所等(指定緊急避難場所)と、被災者が一定期間滞在して避難生活をするための避難所(指定避難所)を指定しています。

##### 【緊急的に活用する避難所・避難場所】 (指定緊急避難場所)

災害対策基本法第49条の4に基づく指定緊急避難場所として、防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案して、異常な現象の種類ごとに、同法施行令第20条の3に定める安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を指定しています。

指定避難所	地震、津波、洪水、土砂災害などにより切迫した災害の危険から逃れるための緊急的な避難施設であるとともに、被災により生活の場を失った住民が一定期間滞在して避難生活をするための施設です。
津波避難施設 津波避難場所	津波発生時に浸水が予想される「津波避難エリア」内において、エリア外に逃げるとまがなく、津波から緊急に身の安全を守る必要がある場合に避難するための施設及び場所です。 津波に対し安全な構造であるとともに、安全な高さを有する施設や高台をあらかじめ指定しています。
広域避難場所	火災の延焼拡大により地域全体に危険が及び、指定避難所等にとどまることが危険な場合等に一時的に避難するための場所です。火災の放射熱や煙から身を守る広さのある場所で、津波やがけ崩れ等他の災害危険等も勘案して指定しています。
地域避難場所	指定避難所への避難が困難な地域の一時的な避難場所として、必要に応じて指定しています。
いっとき避難場所	地震災害発生直後に、住民が家屋倒壊の危険等から身の安全を守り、また、自主防災組織による避難行動や安否確認の活動を実施するための場所です。

##### 【当面の避難生活を行う避難所】(指定避難所)

災害対策基本法第49条の7に基づく指定避難所として、被災により生活の場を失った住民が一定期間滞在して避難生活をするための施設であるとともに、各種災害などにより切迫した災害の危険から逃れるための緊急的な避難施設として一定の安全性等の基準を満たす施設又は場所を指定しています。

物資の備蓄や無線の整備を行い、小学校区に1

か所以上確保するものとし、避難するための広場と避難者を受け入れる施設を併せ持つ市立小中高等学校を充てています。

ただし、施設の配置状況により市立学校への避難が困難な一部地域については、地域要望を踏まえ、特例措置として市民センターやコミュニティ・センター等の市有施設の一部を同様の施設として位置づけています。

##### 【その他の補完的避難施設】

補助避難所	地域の実情等により指定避難所以外の市有施設を活用する必要があり、地域と施設管理者との間で活用方法等の協議が整った場合に、当該施設を指定緊急避難場所または指定避難所を補完する補助避難所として地域版避難所運営マニュアル等に位置づけを行って活用します。市では市民センターやコミュニティ・センターを補助避難所として活用できるよう、物資の備蓄や無線の整備を行っています。
地区避難施設 (がんばる避難施設)	食料の備蓄等を含めた平時の備え、災害時の運営は地域で行うことを前提に、集会所等地域の施設を活用し、自立して運営する避難施設です。
帰宅困難者一時滞在施設・一時滞在场所	公共交通機関の途絶等により帰宅が困難となった方(帰宅困難者)が一時的に滞在するための施設及び場所、仙台駅等の交通結節点を中心に、民間企業との協定等により計画的に整備を進めています。
いっとき避難場所	地震災害発生直後に、住民が家屋倒壊の危険等から身の安全を守り、また、自主防災組織による避難行動や安否確認の活動を実施するための場所です。
県有施設	県立高校等の県有施設については、指定避難所等の被害や受け入れ状況から必要と判断される場合に、市災害対策本部長から知事及び施設管理者へ開設を要請することとしています。 地域の施設配置状況等を勘案し、指定避難所等と同様の位置づけが必要な施設については、県との協定の締結により事前の整備を進めます。
福祉避難所	指定避難所や補助避難所等での生活が困難な高齢者や障害者等の災害時要援護者を受け入れるために開設する二次的避難所であり、社会福祉施設等を指定しています。



## (6) 災害救助物資の備蓄

### ・指定避難所等への備蓄

災害救助物資のうち、クラッカー類、調理不要食、アルファ米、アルファ粥、飲料水、粉ミルク、哺乳瓶、浄水機、簡易組立トイレ等を、区役所、総合支所、市立の小学校、中学校、高等学校、市民センター、コミュニティ・センター等に分けて備蓄しています。

### ・流通在庫備蓄

災害救助物資のうち、子供用紙おむつ、大人用紙おむつ、生理用品、おしりふき、トイレトペー

パー、軽失禁パッドについて、企業の流通ルートの中で保管し、必要量を確保する流通在庫備蓄方式により、民間企業倉庫に備蓄しています。

## (7) 津波避難施設の整備

東日本大震災の津波により被害を受けた東部地域の再生のため、平成24年度に策定した「津波避難施設の整備に関する基本的考え方」等に基づき、地域の実情等を考慮しながら、適切な津波避難施設の整備を行います。

表-35 防災行政用無線の保有状況

(平成29年4月1日現在)

デジタル移動通信系

基地局	4局 (10W) 権現森山, 大八山, 芋峠, 八木山					
固定局	2局 (0.2W) 青葉区役所, 権現森山					
陸上移動局	半固定型	車載型	携帯型	簡易統制局	自動中継局	合計
	(5W)	(5W)	(2W)	(5W)	(5W)	
	512	124	68	1	2	707

全市移動系

固定系 (仙台市津波情報伝達システム)

基地局	1局 (5W) 青葉区役所	固定系	区分	10W	5W	3W	1W	0.5W	0.1W	合計
陸上移動局	20局 (5W) 携帯型		親局 (アナログ/デジタル)	1						1
			子局 (アナログ)				1	15	2	18
			子局 (デジタル)		19	17	18	7		61
			合計	1	19	17	19	22	2	80

表-36 各区ごとの避難所・避難場所の概要

(平成29年4月1日現在)

### 指定避難場所

区分	箇所数	避難場所面積 (㎡)	収容可能人員 (人)	
			避難場所	避難所
青葉区	49	486,660	241,100	49,930
宮城野区	34	285,275	141,100	37,436
若林区	19	150,257	74,200	18,369
太白区	44	392,111	194,100	38,025
泉区	47	594,479	294,600	42,761
計	193	1,908,782	945,100	186,521

### 地域避難場所

区分	箇所数	避難場所面積 (㎡)	収容可能人員 (人)	
			避難場所	避難所
青葉区	19	310,147	154,100	
宮城野区	9	166,034	82,600	
若林区	11	147,663	73,500	
太白区	8	147,204	73,400	
泉区	8	182,115	90,600	
計	55	953,163	474,200	

### 広域避難場所

区分	箇所数	避難場所面積 (㎡)	収容可能人員 (人)	
			避難場所	避難所
青葉区	2	137,000	68,000	
宮城野区	2	186,000	93,000	
若林区	1	84,000	42,000	
太白区	2	64,000	31,000	
泉区	1	48,000	24,000	
計	8	519,000	258,000	

※1 避難場所の収容可能人員の算定に当たっては、「都市防災構造化対策に関する調査報告書 (建設省都市局都市再開発防災課都市防災対策室)」で定めるところにより、おおむね2㎡あたり1人として算出した。

※2 避難所の収容可能人員の算定に当たっては、通路等の共用スペース分として延面積の20%を減じた面積を有効面積とし、「市町村地域防災計画策定・見直しマニュアル (地震防災対策研究会)」で定めるところにより、おおむね3.3㎡あたり2人として算出した。





表-38-1 立入検査実施状況及び防火管理者選任状況

(平成29年4月1日現在)

区 分		防火 対象物数	平成28年度 立入検査件数	甲種防火 対象物数	乙種防火 対象物数	防火管理者届出済対象物数	
						甲 種	乙 種
合 計		38,784	12,385	10,109	954	9,549	843
(1)	イ 劇 場 等	40	7	23	1	23	1
	ロ 公 会 堂 等	246	119	214	24	208	24
(2)	イ キャバレー等	1		2		2	
	ロ 遊 技 場 等	75	34	70	3	69	3
	ハ 性 風 俗 店 等	0					
(3)	ニ 個室ビデオ店等	19	11	19		18	
	イ 待 合 等	4	2	5	1	3	
(4)	ロ 飲 食 店	624	269	330	264	296	228
	百 貨 店 等	1,239	855	802	216	751	182
(5)	イ 旅 館 等	263	225	171	16	171	16
	ロ 共 同 住 宅 等	19,922	5,860	3,081	18	2,946	18
(6)	イ(1) 避難のために患者の 介助が必要な病院	140	66	104	3	101	2
	イ(2) 避難のために患者の 介助が必要な有床診療所	17	4	8		8	
	イ(3) (1)を除く病院、(2)を除く 有床診療所、有床助産所	62	26	34		33	
	イ(4) 無床診療所、無床助産所	338	106	41	4	41	4
	ロ(1) 老人福祉施設等	328	184	350		343	
	ロ(2) 救 護 施 設	3	3	3		3	
	ロ(3) 乳 児 院	1	1	1		1	
	ロ(4) 障害児入所施設	8	7	6		6	
	ロ(5) 障害者支援施設	30	17	15		15	
	ハ(1) デイサービスセンター等	234	150	153	22	151	22
	ハ(2) 更 生 施 設	1	1	1		1	
	ハ(3) 助産施設 保育所等	126	112	75	11	74	11
	ハ(4) 児童発達支援センター等	9	8	5		5	
	ハ(5) 身体障害者福祉センター等	126	60	26	4	26	4
	ニ 幼 稚 園 等	159	121	106	8	106	8
	(7)	小 中 高 学 校 等	1,027	354	472	13	461
(8)	図 書 館 等	22	12	18	2	18	2
(9)	イ 蒸 気 浴 場 等	9	6	5	1	5	1
	ロ イ以外のもの	4	3		1		1
(10)	停 車 場 等	45	2	10		10	
(11)	神 社 等	348	113	209	52	188	45
(12)	イ 工 場 等	1,605	369	140	5	138	4
	ロ テレビスタジオ	1					
(13)	イ 車 庫 等	1,049	247	11	4	10	4
	ロ 格 納 庫	4	3				
(14)	倉 庫	2,424	463	94	1	89	1
(15)	前 各 号 以 外	3,100	801	853	64	813	59
(16)	イ 複 合 (特 定)	3,032	1,343	2,141	196	1,950	175
	ロ 複 合 (非 特 定)	2,055	390	510	18	465	15
(17)	文 化 財 等	33	30	1	2	1	2
(18)	ア ー ケ ー ド	11	1				

## (2) 立入検査

仙台市では、人命の安全と財産の保護を目的に、消防職員が消防法第4条及び第16条の5の規定により防火対象物や危険物施設等に立ち入って、防火対象物、危険物施設等の位置、構造、設備及び管理、貯蔵・取扱いの状況について、火災予防上必要な検査や防火指導を行っています。

平成29年4月1日現在の防火対象物及び危険物施設等の数は45,459件であり、平成28年度に行った立入検査件数は14,835件です。(防火対象物・危険物施設等の数及び立入検査件数は表-38-1、表-38-2の合計数です)

## (3) 防火管理者

消防法では、多数の人を収容する防火対象物の管理について権原を有する者に対して、自主防火管理体制の中核となる防火管理者を選任して、消防計画の作成や消火、通報及び避難の訓練の実施等防火管理上必要な業務を行わせることを義務付けています。

平成29年4月1日現在において、防火管理者を選任しなければならない防火対象物は11,063件あり、そのうち93.9%に当たる10,392件が防火管理者を選任し、その旨を消防署長に届け出ています。

表-38-2 危険物・少量危険物・指定可燃物の立入検査実施状況

(平成29年4月1日現在)

区 分	危険物施設等の数	平成28年度立入検査件数
合 計	6,675	2,450
危険物製造所等	2,179	1,193
少量危険物貯蔵取扱所	4,063	1,152
指定可燃物貯蔵取扱所	433	105

## (4) 統括防火管理者・統括防災管理者

消防法では、高層建築物（高さ31mを超える建築物）や一定規模以上の防火対象物で、その管理について権原が分かれているものについては、協議して防火対象物全体について防火管理上必要な業務を統括する統括防火管理者を、大規模建築物で管理につ

いて権原が分かれているものについては、統括防災管理者を定めることを義務付けており、全体についての消防計画の作成や消火、通報及び避難の訓練の実施等を行わせることを管理について権原を有する者に対して義務付けています。

表-39-1 統括防火管理を必要とする防火対象物数及び全体についての消防計画届出数

(平成29年4月1日現在)

区 分		防火対象物数		統括防火管理者選任届出数		全体についての消防計画届出数	
			高層建築物		高層建築物		高層建築物
合 計		2,225	787	1,694	613	1,597	588
(1)	イ 劇場等	3		3		3	
	ロ 公会堂等	4		4		4	
(2)	イ キャバレー等	2		2		2	
	ロ 遊技場等	3		3		3	
	ハ 性風俗店等						
(3)	イ 待合等						
	ロ 飲食店	65	2	48	2	46	2
(4)	百貨店等	14		11		11	
(5)	イ 旅館等	13	4	12	4	12	3
	ロ 共同住宅等	492	492	383	380	368	365
(6)	イ(1) 避難のために患者の 介助が必要な病院						
	イ(2) 避難のために患者の 介助が必要な有床診療所						
	イ(3) (1)を除く病院、(2)を除く 有床診療所、有床助産所	3		3		3	
	イ(4) 無床診療所、無床助産所	2	1	1	1	1	1
	ロ(1) 老人福祉施設等						
	ロ(2) 救護施設						
	ロ(3) 乳児院						
	ロ(4) 障害児入所施設						
	ロ(5) 障害者支援施設	1		1		1	
	ハ(1) デイサービスセンター等	1		1		1	
	ハ(2) 更生施設						
	ハ(3) 助産施設 保育所等						
	ハ(4) 児童発達支援センター等						
	ハ(5) 身体障害者福祉センター等						
	ニ 幼稚園等						
(9)	イ 蒸気浴場等						
(15)	その他の事業所等	70	70	58	58	55	55
(16)	イ 複合(特定)	1,285	157	991	128	935	126
	ロ 複合(非特定)	267	61	173	40	152	36

表-39-2 統括防災管理を必要とする防火対象物数及び全体についての防災管理に係る消防計画届出数

(平成29年4月1日現在)

区 分	対象物数	統括防災管理者選任届出数	全体についての消防計画届出数
合 計	67	67	67
11階以上 10,000㎡以上	44	44	44
5階以上10階以下 20,000㎡以上	23	23	23
4階以下 50,000㎡以上	0	0	0

### (5) 防火対象物定期点検報告制度

消防法では、多人数を収容する一定の用途、構造の防火対象物の管理について権原を有する者に対して、火災の予防に関する知識を有する者（防火対象物点検資格者）に建物の防火に関する基準の適合状況について点検を行わせ、その結果を報告することを義務付けています。

また、点検の結果が良好な防火対象物には、標識（防火基準点検済証・防火優良認定証）を掲げること

ができます。

### (6) ホテル・旅館等に係る表示制度

ホテル・旅館等の関係者からの申請に基づき、消防機関が審査し、消防法令のほか防火安全上重要な構造等の基準に適合する場合に交付される「表示マーク」を掲げることにより、利用者に建物の情報を提供します。

表-40 防火対象物定期点検報告を必要とする防火対象物（平成29年4月1日現在）

区 分	合 計			青葉消防署		宮城野消防署		若林消防署		太白消防署		泉消防署		宮城消防署	
	収 容 員 300人 以 上	特 定 1 階 段 対 象 物		収 容 員 300人 以 上	特 定 1 階 段 対 象 物	収 容 員 300人 以 上	特 定 1 階 段 対 象 物	収 容 員 300人 以 上	特 定 1 階 段 対 象 物	収 容 員 300人 以 上	特 定 1 階 段 対 象 物	収 容 員 300人 以 上	特 定 1 階 段 対 象 物	収 容 員 300人 以 上	特 定 1 階 段 対 象 物
合 計	899	348		357	297	128	23	75	8	142	14	139	2	58	4
(1) イ	劇場等	21		5		4		2		5		4		1	
ロ	公会堂等	134	1	29	1	26		13		34		23		9	
(2)	イ	キャバレー等		1		1									
	ロ	遊技場等	56	1	13	1	14	5		8		13		3	
	ハ	性風俗店等													
(3)	ニ	個室ビデオ店等	4		2					2					
	イ	待合等													
ロ	飲食店	26	62	22	58	1	3			2		1		1	
(4)	百貨店等	176	33	12	31	32	1	25	1	38		53		16	
(5)	イ	旅館等	39	28	16	19	2	3	1	13	5	4		3	1
(6)	イ(1)	避難のために患者の 介助が必要な病院	17	10	8	8		2	1	5		3			
	イ(2)	避難のために患者の 介助が必要な有床診療所		1							1				
	イ(3)	(1)を除く病院、(2)を除く 有床診療所、有床助産所	14	6	3	3	4		1		2	1	1	4	1
	イ(4)	無床診療所、 無床助産所	1	2					1			1			1
	ロ(1)	老人福祉施設等	11	4	1	3	1		1		1	3		5	
	ロ(2)	救護施設													
	ロ(3)	乳児院													
	ロ(4)	障害児入所施設	1												1
	ロ(5)	障害者支援施設													
	ハ(1)	デイサービス センター等	2						1				1		
	ハ(2)	更生施設													
	ハ(3)	助産施設 保育所等		1				1							
	ハ(4)	児童発達 支援センター等													
	ハ(5)	身体障害者 福祉センター等		3						2		1			
	ニ	幼稚園等	13	1	3						5	1	3		2
(9)	イ	蒸気浴場等	2	3		3							2		
(10)	イ	複合(特定)	382	191	243	169	44	13	24	5	28	3	29	1	14

表-41 ホテル・旅館等に係る防火対象物適合表示制度 表示マーク交付数

(平成29年4月1日現在)

区 分	合 計	青葉消防署	宮城野消防署	若林消防署	太白消防署	泉消防署	宮城消防署
合 計	45	26	7	2	6	2	2







## 消防同意

### (1) 消防同意の状況

消防同意とは、消防が建築物の火災予防について設計の段階から関与し、建築物の安全性を高めることを目的として設けられている制度です。

平成28年度における消防同意事務処理状況は3,912件で、消防同意を求められたすべての建築物について防火に関する指導を行っています。

表－44 署別消防同意事務処理状況

(平成28年度中)

区 分	計	青 葉	宮城野	若 林	太 白	泉	宮 城
計	3,912	910	954	735	783	420	110
新 築	3,709	878	907	703	722	394	105
増 築	72	7	22	21	10	8	4
改 築	26		6		20		
移 転	4	2	2				
用途変更	49	22	8	5	1	13	
修 繕	5			1	4		
模 様 替	5			2	1	1	1
仮 設	31		6		25		
そ の 他	11	1	3	3		4	

表-45 用途・申請別消防同意状況

(平成28年度中)

区 分		合計	新築	増築	改築	移転	用途 変更	大規模 修繕	大規模 模様替	仮設	その他
合 計		3,912	3,709	72	26	4	49	5	5	31	11
(1)	イ 劇場等	15	13	1							1
	ロ 公会堂等	6	5	1							
(2)	イ キャバレー等	1	1								
	ロ 遊技場等	0									
	ハ 性風俗店等	0									
(3)	イ 待合等	0									
	ロ 飲食店	40	38				2				
(4)	百貨店等	180	174	2			3	1			
(5)	イ 旅館等	10	8				1		1		
	ロ 共同住宅等	352	347	2			3				
(6)	イ(1) 避難のために患者の 介助が必要な病院	10	8	2							
	イ(2) 避難のために患者の 介助が必要な有床診療所	0									
	イ(3) 1を除く病院、(2)を除く 有床診療所、有床助産所	1	1								
	イ(4) 無床診療所、無床助産所	19	19								
	ロ(1) 老人福祉施設等	35	33	1			1				
	ロ(2) 救護施設	0									
	ロ(3) 乳児院	0									
	ロ(4) 障害児入所施設	1	1								
	ロ(5) 障害者支援施設	2	2								
	ハ(1) デイサービスセンター等	5	4				1				
	ハ(2) 更生施設	1	1								
	ハ(3) 助産施設 保育所等	30	26	3					1		
	ハ(4) 児童発達支援センター等	0									
	ハ(5) 身体障害者福祉センター等	9	6	2			1				
ニ 幼稚園等	2		2								
(7)	小中高学校等	45	38	4		2					1
(8)	図書館等	2	1	1							
(9)	イ 蒸気浴場等	0									
	ロ イ以外のもの	2	2								
(10)	停車場等	28	28								
(11)	神社等	11	10	1							
(12)	イ 工場等	59	48	5			2		1	3	
	ロ テレビスタジオ	1	1								
(13)	イ 車庫等	93	92								1
	ロ 格納庫	3	3								
(14)	倉庫	550	510	5	26		4	2	1		2
(15)	前各号以外	813	761	16			3	2	1	27	3
(16)	イ 複合(特定)	103	74	5			24				
	ロ 複合(非特定)	59	54	2			3				
(16)2	地下街	0									
(16)3	準地下街	0									
(17)	文化財等	0									
(18)	アーケード	0									
専用住宅		527	515	11							1
併用住宅		12	11	1							
危険物製造所等※		11	11								
その他		874	863	5		2	1			1	2

※ 全体が危険物製造所等に該当する防火対象物はこの欄に計上











# 消防団

消防団は、長い歴史と伝統を持ち地域住民に育まれてきた組織で、市町村の消防機関として設置されています。火災、水害等の災害が発生したときには、消防職員と協力して消火活動、水防活動等を行うとともに、火災予防のための活動も行っています。

消防団を構成する消防団員は、家業に従事したり会社に勤務したりするなど、職業を持ちながら災害活動や防火防災活動を行い、地域の安全を守っています。

## (1) 消防団の組織

仙台市の消防団は、昭和23年の消防組織法の制定により本市の消防機関として位置づけられ、現在、7消防団56分団から構成されています。

## (2) 消防団員の定員・現員

平成29年4月1日現在の消防団員数は2,044人(うち女性団員125人)であり、定員2,430人に対する充足率は84.1%となっています。



図-10 消防団組織図

(平成29年4月1日現在)

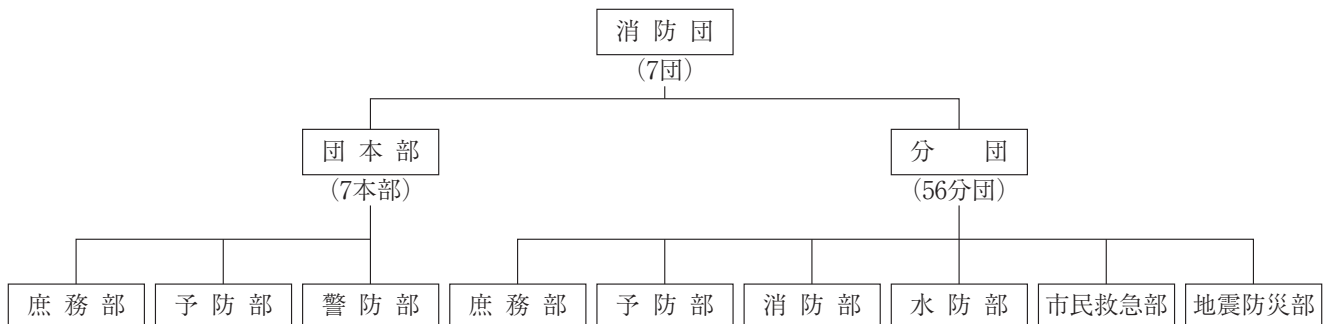


表-58 消防団員の階級別定員・現員

(平成29年4月1日現在)

区分	青葉消防団		宮城野消防団		若林消防団		太白消防団		泉消防団		宮城消防団		秋保消防団		合計	
	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員
団長	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	7	7
副団長	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	13	13
分団長	11	11	8	8	6	6	9	9	15	15	9	9	6	6	64	64
副分団長	11	11(1)	11	11	8	8	10	10	15	15(1)	9	9	6	6	70	70(2)
部長	63	57(7)	58	58(1)	47	45(1)	62	61	87	86(1)	59	57(1)	33	33(2)	409	397(13)
班長	62	57(6)	90	88(4)	80	69(4)	82	81(2)	86	85(13)	100	87	34	35(7)	534	502(36)
団員	110	79(17)	240	187(5)	256	178(9)	264	214(23)	224	165(11)	175	136(8)	64	32(1)	1,333	991(74)
計	260	218(31)	410	355(10)	400	309(14)	430	378(25)	430	369(26)	355	301(9)	145	114(10)	2,430	2,044(125)

※ ( ) は女性消防団員



応援協定の名称	発効日	締結市町村等	協定の内容
東北自動車道における消防業務に関する覚書	S 63. 7. 1	仙台市, 名取市, 仙南地域広域行政事務組合, 栗原市, 大崎地域広域行政事務組合, 黒川地域行政事務組合, 東日本高速道路株式会社東北支社	東北自動車道における消防業務について定める覚書
東北自動車道(仙台南ICから古川ICまでの間)における救急業務に関する覚書	S 63. 3. 1	仙台市, 黒川地域行政事務組合, 大崎地域広域行政事務組合, 東日本高速道路株式会社東北支社	東北自動車道(仙台南ICから古川ICまでの間)における救急業務に関する覚書
山形自動車道宮城県消防相互応援協定書	S 63. 11. 1	仙台市, 名取市, 仙南地域広域行政事務組合	協定市等の行政区のうち山形自動車道における消防業務に関する相互応援について定める協定
山形自動車道宮城県消防応援協定に基づく実施細目	H 2. 10. 4	仙台市消防局, 名取市消防本部, 仙南地域広域行政事務組合消防本部	上記協定の実施細目
山形自動車道における消防業務に関する覚書	H 2. 10. 4	仙台市, 名取市, 仙南地域広域行政事務組合, 東日本高速道路株式会社東北支社	山形自動車道における消防業務について定める覚書
東北自動車道及び山形自動車道における救急業務に関する覚書	H 2. 10. 4	仙台市, 仙南地域広域行政事務組合, 東日本高速道路株式会社東北支社	東北自動車道及び山形自動車道における救急業務の実施について定める覚書
三陸自動車道(仙台港北インターチェンジ～利府中インターチェンジ間)における消火、救急及び救助業務等に関する覚書	H22. 10. 22	仙台市, 塩釜地区消防事務組合, 東日本高速道路株式会社東北支社	三陸自動車道(仙台港北インターチェンジ～利府中インターチェンジ間)における消火、救急及び救助業務等について定める覚書
三陸自動車道(仙台港北インターチェンジ～利府中インターチェンジ間)における消火、救急及び救助業務等に関する協定書	H22. 10. 22	仙台市, 塩釜地区消防事務組合	三陸自動車道(仙台港北インターチェンジ～利府中インターチェンジ間)における消火、救急及び救助業務等について定める協定
仙台東部道路及び仙台南部道路における消防業務に関する覚書	H25. 7. 1	仙台市, 名取市, 仙南地域広域行政事務組合, 東日本高速道路株式会社東北支社	仙台東部道路及び仙台南部道路における消防業務について定める覚書
仙台東部道路及び仙台南部道路消防相互応援協定書	H25. 7. 1	仙台市, 名取市, 仙南地域広域行政事務組合	仙台東部道路及び仙台南部道路における消防業務に関する相互応援について定める協定
仙台東部道路及び仙台南部道路消防相互応援協定に基づく実施細目	H25. 7. 1	仙台市消防局, 名取市消防本部, 仙南地域広域行政事務組合消防本部	上記協定の実施細目
仙台北部道路(利府ジャンクション～富谷インターチェンジ間)における消火、救急及び救助業務等に関する覚書	H25. 12. 22	仙台市, 塩釜地区消防事務組合, 黒川地域行政事務組合, 東日本高速道路株式会社東北支社	仙台北部道路(利府ジャンクション～富谷インターチェンジ間)における消火、救急及び救助等について定める覚書
仙台北部道路(利府ジャンクション～富谷インターチェンジ間)における消火、救急及び救助業務等に関する協定書	H25. 12. 22	仙台市, 塩釜地区消防事務組合, 黒川地域行政事務組合	仙台北部道路(利府ジャンクション～富谷インターチェンジ間)における消火、救急及び救助等について定める協定

表-61 航空消防応援に関する応援協定等

(平成29年4月1日現在)

応援協定の名称	発効日	締結市町村等	協定の内容
宮城県広域航空消防応援協定書	H 4. 4. 1	宮城県, 仙台市, 名取市, 岩沼市, 石巻地区広域行政事務組合, 塩釜地区消防事務組合, 亶理地区行政事務組合, 仙南地域広域行政事務組合, 栗原市, 大崎地域広域行政事務組合, 登米市, 気仙沼・本吉地域広域行政事務組合, 黒川地域行政事務組合	宮城県の所有する防災ヘリコプターの応援に関し必要な事項を定める協定
宮城県内航空消防応援協定書	H13. 4. 1	仙台市, 名取市, 岩沼市, 石巻地区広域行政事務組合, 塩釜地区消防事務組合, 亶理地区行政事務組合, 仙南地域広域行政事務組合, 栗原市, 大崎地域広域行政事務組合, 登米市, 気仙沼・本吉地域広域行政事務組合, 黒川地域行政事務組合	仙台市の所有する消防ヘリコプターの応援に関し必要な事項を定める協定
回転翼航空機の運航についての覚書	H 5. 4. 1	仙台市, 宮城県	宮城県・仙台市の所有するヘリコプターの運航に関する覚書
東京消防庁・仙台市航空機消防相互応援協定(同覚書)	H 8. 1.22	仙台市, 東京消防庁	回転翼航空機及び乗務員の応援に関し必要な事項を定める協定
ヘリコプターテレビ電送システムによる情報提供に関する協定書	H 5.10. 1	仙台市, 宮城県	仙台市の所有するヘリコプターテレビ電送システムによる情報提供について定める協定
宮城県防災ヘリコプターを使用した大規模特殊災害時における広域航空消防応援に関する協定書	H16. 4. 1	宮城県, 仙台市, 名取市, 岩沼市, 石巻地区広域行政事務組合, 塩釜地区消防事務組合, 亶理地区行政事務組合, 仙南地域広域行政事務組合, 栗原市, 大崎地域広域行政事務組合, 登米市, 気仙沼・本吉地域広域行政事務組合, 黒川地域行政事務組合	宮城県に派遣されている職員の応援派遣に関する手続等について定める協定
ヘリコプターテレビ電(伝)送システム等による情報提供に関する協定書	H17. 6.16	宮城県警察本部, 仙台市	宮城県警察本部及び仙台市の各々が保有するヘリコプターテレビ電(伝)送システム等による相互の情報提供について定める協定書

表-62 その他の応援協定等

(平成29年4月1日現在)

応援協定の名称	発効日	締結市町村等	協定の内容
宮城海上保安部と仙台市消防局との業務協定	S46. 9. 1	宮城海上保安部, 仙台市消防局	仙台塩釜港仙台区及び仙台市に属する海域における消火活動等についての協定
霞目飛行場及びその周辺において, 航空事故及び航空事故に伴う災害が発生した場合の連絡・調整等に関する覚書	S54. 4. 1	陸上自衛隊霞目駐屯地, 仙台市消防局	霞目飛行場及びその周辺において, 航空事故及び航空事故に伴う災害の発生に際し, 連絡調整を実施し円滑な消火・救難活動をするための覚書
市域境界線上に存する消防対象物の取扱いに関する協定	S57. 4. 1	仙台市, 塩釜地区消防事務組合	行政区域の境界線上に位置する消防対象物の取扱いに関する協定



応援協定の名称	発効日	締結市町村等	協定の内容
霞目管制圏内における仙台市消防ヘリポートの運用に関する協定書	H12.12.4	仙台市，陸上自衛隊東北方面航空隊	霞目管制圏内におけるヘリコプターの運航及び航空交通管制に関する協定
仙台空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定	H6.9.8	仙台市，名取市，岩沼市，仙台空港事務所	仙台空港及びその周辺における消火救難活動についての協定
仙台空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定書に基づく覚書	H6.12.27	仙台市消防局，名取市消防本部，岩沼市消防本部，仙台空港事務所	上記協定の覚書
大規模災害時における傷病者の搬送業務に関する協定	H8.10.15	(有)フタバタクシー	仙台市内に多数の傷病者が発生した場合，傷病者の搬送業務に関して協力する
大規模災害時における傷病者の搬送業務に関する応援協定	H10.9.1	(有)メモリアルサービス	大規模自然災害又は事故等により市内に多数の傷病者が発生した場合における傷病者の搬送に関する協定
災害救助犬の出動に関する協定	H10.9.1	(株)ジャパンケネルクラブ	市内の災害現場における人命検索にかかる災害救助犬の出動要請に関する協定
大規模災害時における災害活動への支援に関する協定	H21.3.18	宮城県解体工事業協同組合	大規模災害時における人的支援，物的支援及び技術的支援等の協力体制についての協定
鉄道災害時における鉄道事業者と消防機関との連携に関する協定書	H21.12.25	東日本旅客鉄道(株)仙台支社，東日本旅客鉄道(株)水戸支社，東日本旅客鉄道(株)盛岡支社，日本貨物鉄道(株)，阿武隈急行(株)，仙台空港鉄道(株)，仙台臨海鉄道(株)，仙台市消防局，名取市消防本部，岩沼市消防本部，登米市消防本部，栗原市消防本部，石巻地区広域行政事務組合消防本部，塩釜地区消防事務組合消防本部，亶理地区行政事務組合消防本部，仙南地域広域行政事務組合消防本部，大崎地域広域行政事務組合消防本部，気仙沼・本吉地域広域行政事務組合消防本部	鉄道災害発生時における鉄道事業者と消防機関との，より迅速かつ効率的な消防活動及び安全管理体制の確保に関する協定
大規模災害時における酸素ガス等の供給協力に関する協定	H24.10.29	一般社団法人日本産業・医療ガス協会東北地域本部	地震等の大規模災害時における円滑な消防活動体制の確保を目的とした酸素ガス等の供給協力に関する協定
MCA無線の相互通信に係る協定	H26.2.1	宮城県，宮城県医師会	MCA無線利用による相互通信に関する協定





表-64 放送・通信・広報に関する協定

(平成29年4月1日現在)

協定等の名称	締結先	締結年月日	協定等の概要
災害時における放送要請(協力)に関する協定	(株)宮城テレビ放送	S 58. 5. 17	市内に災害が発生し、または、発生するおそれがある場合、放送により情報の伝達を行う協定
災害時における放送要請(協力)に関する協定	日本放送協会仙台放送局	S 58. 5. 18	市内に災害が発生し、または、発生するおそれがある場合、放送により情報の伝達を行う協定
災害時における放送要請(協力)に関する協定	(株)エフエム仙台	S 58. 5. 19	市内に災害が発生し、または、発生するおそれがある場合、放送により情報の伝達を行う協定
災害時における放送要請(協力)に関する協定	(株)東日本放送	S 58. 5. 19	市内に災害が発生し、または、発生するおそれがある場合、放送により情報の伝達を行う協定
災害時における放送要請(協力)に関する協定	東北放送(株)	S 58. 5. 26	市内に災害が発生し、または、発生するおそれがある場合、放送により情報の伝達を行う協定
災害時における放送要請(協力)に関する協定	(株)仙台放送	S 58. 5. 31	市内に災害が発生し、または、発生するおそれがある場合、放送により情報の伝達を行う協定
災害時における放送要請(協力)に関する協定	(株)仙台シティエフエム	H 8. 8. 5	市内に災害が発生し、または、発生するおそれがある場合、放送により情報の伝達を行う協定
災害時における放送要請(協力)に関する協定	せんだい泉エフエム放送(株)	H12. 3. 1	市内に災害が発生し、または、発生するおそれがある場合、放送により情報の伝達を行う協定
災害時における放送要請(協力)に関する協定	(株)ジェイコムイースト	H18. 9. 21	市内に災害が発生し、または、発生するおそれがある場合、放送により情報の伝達を行う協定
災害時における放送要請(協力)に関する協定	仙台シーエーティヴィ(株)	H18. 11. 24	市内に災害が発生し、または、発生するおそれがある場合、放送により情報の伝達を行う協定
災害時における放送要請(協力)に関する協定	エフエムたいはく(株)	H19. 7. 9	市内に災害が発生し、または、発生するおそれがある場合、放送により情報の伝達を行う協定
災害時における放送要請に関する協定	株式会社楽天野球団	H27. 9. 30	市内に災害が発生し、または、発生するおそれがある場合、放送により情報の伝達を行う協定
災害時における放送要請(協力)に関する覚書(交通局)	エフエムたいはく株式会社	H24. 4. 19	災害時における路線バス及び地下鉄の運行状況について、放送を依頼する覚書
災害時における放送要請(協力)に関する覚書(交通局)	株式会社 仙台シティエフエム	H24. 4. 20	災害時における路線バス及び地下鉄の運行状況について、放送を依頼する覚書
災害時における放送要請(協力)に関する覚書(交通局)	せんだい泉エフエム放送株式会社	H24. 4. 20	災害時における路線バス及び地下鉄の運行状況について、放送を依頼する覚書
災害時における航空機の出動協力に関する協定	アイベックスアビエーション(株)	S 59. 8. 31	市内に災害が発生した場合等の情報収集、調査、広報等にかかる航空機の出動協力に関する協定
釜房ダム放流警報設備等による災害情報等の伝達に関する協定	国土交通省東北地方整備局 釜房ダム管理所	H18. 3. 28	仙台市域の名取川周辺の住民に対する災害情報及び避難情報の伝達に関する協定
災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	H25. 3. 15	大規模災害に備え住民へ必要な情報を迅速に提供し、仙台市の行政機能低下を軽減するため協力し情報発信等を行う

協定等の名称	締結先	締結年月日	協定等の概要
防災啓発情報等に関する協定	NTTタウンページ株式会社	H29. 1. 18	タウンページ等に防災啓発情報等を掲載した上で発行する
災害対策基本法施行令第22条に基づく協定	宮城県警察本部	S38. 4. 1	警察の通信設備の使用等に関する手続きを定める協定
非常災害時のタクシー無線通信の利用に関する協定	仙台無線タクシー協同組合	S54. 8. 28	非常災害時のタクシー無線の利用について定める協定
災害非常無線通信の協力に関する協定	仙台市職員アマチュア無線クラブ	S56.10.14	災害が発生し、または発生するおそれがある場合の災害情報の伝達に関する協定
大規模災害時における情報提供に関する覚書	(社)宮城県タクシー協会仙台地区総支部	H 9. 6. 5	非常災害時のタクシー無線の情報の提供に関する協定
災害時における東北郵政局、仙台市間の協力に関する覚書	日本郵便株式会社東北支店	H 9. 6. 25	災害対応を円滑に遂行するための事項を定める協定
「宮城県地域衛星通信ネットワーク整備事業」に係る設備の設置、運用及び維持管理に関する協定	宮城県	H12. 3. 13	設備の設置、運用及び維持管理に関する協定
防災関連情報の受配信に関する協定	国土交通省東北地方整備局 仙台河川国道事務所	H18. 3. 22	河川の画像情報等の受配信に関する協定

表-65 施設復旧に関する協定

(平成29年4月1日現在)

協定等の名称	締結先	締結年月日	協定等の概要
地震・洪水等非常事態における救援措置要綱	(社)日本ガス協会・東北部会	S43. 6. 20	非常事態により広範囲な供給停止となった場合の日本ガス協会相互間の緊急連絡体制及び救援体制を定める要綱
災害時における応急措置の協力に関する協定	(社)仙台建設業協会	H3. 9. 1	市内に災害が発生した場合の被害拡大防止、安全確保及び二次災害防止並びに仮復旧工事への協力に関する協定
仙南・仙塩広域水道の緊急時における受水市町相互応援給水に関する協定	宮城県及び17受水市町 (塩竈市、白石市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市、蔵王町、大河原町、村田町、柴田町、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、富谷町)	H4. 3. 19	災害等により、宮城県仙南・仙塩広域水道からの送水が停止になった場合などに備えた相互応援給水に関する協定
災害時相互応援給水に関する協定	富谷市	H5. 3. 11	災害等により、水道の供給が不能になった場合の相互応援給水に関する協定
下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール(21大都市災害時相互応援に関する協定関連)	東京都及び政令指定都市の下水道主管部局 (札幌市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市)	H8. 5. 16	大都市で災害が発生した場合の下水道に関する相互救援協力及び相互支援に関するルール
東北地方における国土交通省所管公共施設の災害時の相互応援に関する申合せ	国土交通省東北地方整備局、東北6県土木関係部局、東日本高速道路(株)東北支社	H8. 11. 15	大規模災害発生時等における、国土交通省所管公共施設に係わる災害が発生した場合等の情報提供、資機材貸し付け、職員派遣等の相互応援についての申し合わせ
災害時等における水道施設復旧等の応援に関する協定	宮城県管工業協同組合	H9. 4. 1	地震等による水道施設被害の復旧等に必要に応援活動に関する協定

協定等の名称	締結先	締結年月日	協定等の概要
日本水道協会東北地方支部 災害時相互応援に関する協定	日本水道協会東北地方支部, 日本水道協会東北各県支部	H 9. 5. 1	地震, 異常湧水等の災害時における被災事業体の速やかな給水能力回復の応援活動に関する協定
北海道・東北ブロック下水道 災害時支援に関するルール	北海道, 青森県, 岩手県, 宮城県, 秋田県, 山形県, 福島県, 新潟県ほか (札幌市, 青森市, 盛岡市, 秋田市, 山形市, 郡山市, 東京都)	H 9. 6. 16	災害時における下水道災害の応援に関する申し合わせ
災害時における復旧支援に関する覚書	仙台市技能職団体連絡協議会	H10. 9. 1	市内に災害が発生した場合の人的・物的被害の防止及び避難所を含む公共施設等の速やかな災害復旧の支援に関する協定
災害時相互応援計画 (日本水道協会宮城県支部)	日本水道協会宮城県支部会員	H11. 6. 30	県内に災害が発生した場合の被災事業体の速やかな給水能力回復の応援活動に関する計画
災害時における被害状況調査等の 応援協力に関する協定	一般社団法人 宮城県測量 設計業協会仙台支部	H16. 12. 24	災害時における道路施設, 河川管理施設及び農林施設の被害状況調査等
水道施設事故発生時における 施設の清掃のための業者 斡旋に関する協定	全環衛生事業協同組合	H17. 3. 16	水道管・配水管において地震等の振動により発生した錆び水が受水槽に流入した場合の清掃業者の斡旋に関する協定
災害時における応急復旧の 協力に関する協定	(社)日本建設業連合会東北支部	H17. 4. 1	地震等により鉄道施設等が被災した場合の応急復旧の協力に関する協定
地震災害時の漏水調査技術 員の派遣に関する協定	県内の漏水調査請負業者10社	H17. 11. 1	大規模地震災害後の応急復旧時における漏水調査技術員の応援派遣に関する協定
下水道管路施設の災害時復 旧応援に関する協定	(社)日本下水道管路管理業協 会東北支部, 全環衛生事業協 同組合, (株)泉	H18. 1. 1	災害時における下水道管路施設の早期復旧の支援に関する協定
下水道処理施設等の災害時 復旧応援に関する協定	一般社団法人 日本下水道 施設管理業協会	H18. 1. 1	災害時における下水道処理施設の早期復旧の支援に関する協定
災害時における他都市から の応援者宿泊等の受け入れ に関する協定	市内及び近郊の公共宿泊施 設等5施設	H18. 2. 6他	他都市からの水道局応援者の宿泊等受け入れに関する協定
仙台市ガス局と仙台ガス工 事協同組合との災害時応援 協定	仙台ガス工事協同組合	H18. 12. 22	大規模地震等の災害時において, 市独自ではガス供給施設の応急対策等が実施できない場合, 本支管等の修理及び専焼発電需要家・天然ガススタンド等の点検についての応援協力に関する協定
仙台市ガス局と仙台ガス サービス株式会社及び仙台 ガスエンジニアリング株式 会社との災害時応援協定	仙台ガスサービス株式会社, 仙台ガスエンジニアリング 株式会社	H18. 12. 22	大規模地震等の災害時において, 市独自ではガス供給施設の応急対策等が実施できない場合, 緊急遮断弁(ESV)を設置している需要家における開閉栓業務についての応援協力に関する協定
水道施設事故発生時におけ る車両の派遣に関する協定	全環衛生事業協同組合	H19. 2. 1	加圧式給水車の派遣に関する協定
災害時における応急対策業 務に関する協定	国土交通省東北地方整備局, 東北6県, 一般社団法人日本 建設業連合会東北支部	H19. 2. 19	国土交通省東北地方整備局並びに東北6県及び仙台市が管理または工事中の施設が, 自然現象や災害により被災したときに, (社)日本土木工業協会東北支部に業務方法を定め, 被害の拡大防止と早期復旧を期するための協定※協定締結時は(社)日本土木工業協会東北支部
水道施設事故発生時におけ る応援に関する協定	(財)仙台市水道サービス公社	H19. 10. 1	災害時等, 水道施設事故発生時における応援給水活動に関する協定



協定等の名称	締結先	締結年月日	協定等の概要
大規模災害時における主要公共施設等の宅内給水・排水設備の応急復旧措置に関する協定	宮城県管工業協同組合	H19. 11. 12	大規模災害発生時における、仙台市の所管に属する主要公共施設等の宅内給水・排水設備の応急復旧措置に関する協定
19大都市水道局災害相互応援に関する覚書	19大都市水道事業管理者 (東京都、札幌市、さいたま市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市)	H25. 3. 31	災害発生時における飲料水の供給、施設の応急復旧等に必要な資器材の提供等に関する覚書
下水道管路施設の災害時緊急調査に関する覚書(下水道管路施設の災害時復旧応援に関する協定関連)	全環衛生事業協同組合	H21. 1. 19	大規模地震災害時において、想定される下水道管路施設の被害状況の緊急調査に関する協定
災害時における応急車両整備等の支援協力に関する協定	(社)宮城県自動車整備振興会	H21. 1. 30	大規模災害時における緊急車両・災害救援関係車両の応急整備及び仙台市の災害救援活動に対する資器材の貸出に関する協定
大規模災害時における災害応援協力に関する協定	一般社団法人全国道路標識・標示業協会東北支部宮城県協会	H22. 1. 18	大規模災害時における道路の安全確保のための応急措置に関する協定
大規模災害時における災害応援協力に関する協定	宮城県交通安全施設業協会	H22. 1. 19	大規模災害時における道路の安全確保のための応急措置に関する協定
水道施設事故発生時における応援に関する協定	ヴェオリアジェネッツ株式会社 第一環境株式会社	H28. 3. 24	地震等の災害により、広範囲で断水が発生した場合の応援に関する協定 (H28. 3. 24日更新では第一環境に給水車の協力を追加)
公園緑地等に係る災害措置等の協力に関する協定	(社)宮城県造園建設業協会	H22. 8. 31	災害発生時において、仙台市が管理する公園緑地等の緊急及び応急措置等に関する協定
災害復旧等の協力に関する協定	東北電力株式会社	H23. 2. 3	大規模災害発生時における被災情報の共有、電力設備復旧の迅速かつ円滑な推進及び復旧拠点等施設の確保に関する協定
災害時における被災住宅の応急修理等に関する協定	一般社団法人みやぎ中小建設業協会	H23. 4. 1	大規模災害発生時における被災住宅の応急修理に関する協定
仙台市水道局と新潟市水道局の災害相互応援に関する覚書	新潟市水道局	H24. 11. 20	災害発生時における応急給水・応急復旧等に必要な職員の派遣、必要な資器材、燃料、物資等の提供等に関する覚書
災害時における応急対策活動に関する協定 (家庭ごみ・し尿)	廃棄物の収集運搬業務委託業者13社	H26. 6. 1	自然災害、大規模事故等が発生した場合に必要な生活ごみ、避難所ごみ、し尿等の収集運搬その他の活動に関する協定
水道施設被害発生時における応急活動の協力に関する協定	水道機工株式会社	H26. 11. 10	水道施設被害発生時又は被害が予想される際の応急活動に係る職員の派遣、必要な資器材の提供等に関する協定
大雪時における道路の除雪・排雪作業等に関する協定	一般社団法人仙台建設業協会	H26. 12. 3	大雪時のバス停付近の除雪、路線バスの運行に支障となる箇所への排雪等
大雪時における道路の除雪・排雪作業等に関する協定	一般社団法人宮城県造園建設業協会	H26. 12. 3	大雪時の鉄道駅周辺の除雪、排雪場所の管理等
災害時における下水道管路施設の被災状況調査に関する協定	協同組合宮城県地理情報センター	H27. 3. 27	災害時における下水道管路施設の早期調査の支援に関する協定
水道施設への被害発生時における仮設配管資材等の供給協力に関する協定	明和工業株式会社 仙台営業所	H27. 6. 1	水道施設被害発生時における、仮設配管資材等の供給協力に関する協定

協定等の名称	締結先	締結年月日	協定等の概要
水道施設への被害発生時における仮設トイレ等の供給協力に関する協定	旭ハウス工業株式会社	H27. 6. 5	水道施設被害発生時における、仮設トイレ等の供給協力に関する協定
公管理浄化槽施設等の災害時復旧応援に関する協定	協同組合仙台浄化槽センター	H27. 9. 1	災害時における公管理浄化槽施設の早期復旧の支援に関する協定
災害時における車両等の移動に関する協定	一般社団法人仙台建設業協会 一般社団法人日本自動車連盟宮城支部	H27.12. 3	災害応急対策の支障となる車両その他物件の移動
災害時における住宅の早期復興に向けた協力に関する協定書	独立行政法人住宅金融支援機構	H28. 3.17	地震、風水害等の災害時における被災した市民の住宅の早期復興に向けた協力に関する協定
東京都と仙台市との情報連絡調整担当水道事業者としての活動に関する覚書	東京都公営企業管理者	H28.11.29	いずれか一方の都市が大地震等で被災した場合に、相手方の都市に赴き、他の水道事業者への応援要請に関する調整などのコーディネーター的役割を担うことに関する覚書

表-66 物資供給・輸送に関する協定

(平成29年4月1日現在)

協定等の名称	締結先	締結年月日	協定等の概要
災害時における食糧供給協力に関する協定	宮城県パン・米飯協同組合 (契約締結時 宮城県製パン協同組合)	S58. 5.23	市内に災害が発生した場合の応急給食活動への協力及び円滑な災害活動に関する協定
災害時における応急医薬品の供給協力に関する協定	宮城県医薬品卸組合	S59. 8.31	仙台市地域防災計画に基づく、応急救護医療活動への協力及び円滑な災害活動に関する協定
災害時における自動車用燃料等の供給協力に関する協定	JX日鉱日石エネルギー(株)東北支店	S59. 8.31	市内に災害が発生した場合の自動車に対する燃料の円滑な供給への協力及び災害活動に関する協定
災害時における生活物資の供給協力等に関する協定	みやぎ生活協同組合	H 8. 3.29	市内に災害が発生した場合の市民生活の安定及び生活物資の円滑な供給協力に関する協定
災害時における生活物資の供給協力に関する協定	(株)藤崎	H 9. 1.17	市内に災害が発生した場合の市民生活の安定及び生活物資の円滑な供給協力に関する協定
災害時における生活物資の供給協力に関する協定	(株)三越 仙台店	H 9. 1.17	市内に災害が発生した場合の市民生活の安定及び生活物資の円滑な供給協力に関する協定
災害時における協力に関する協定	仙台地域葬儀会館連絡協議会	H16. 6.23	地震等が発生し、多数の死者が集中的に発生した場合、棺等葬祭用品の供給等の協力を求める協定
災害時における精米供給協力に関する協定	仙台農業協同組合	H17. 3. 7	災害時における市民生活の安定を図るため、円滑な精米供給への協力に関する協定
災害時における仮設トイレ等の供給協力に関する協定	仮設トイレのレンタル業者7社	H19.2.8他	市内の災害発生時における応急措置のため、緊急に仮設トイレ等の物品の調達が必要となった場合に、要請により仮設トイレ等の設置を行う協定
災害時における救援物資等の提供に関する協定	仙台コカ・コーラボトリング(株)	H19. 3.13	地震等により大規模災害が発生した場合に地域貢献型自動販売機の製品を住民等に無償提供する協定
災害等における燃料等の供給協力に関する協定(交通局)	宮城県石油商業協同組合	H19. 6.29	市内に災害等が発生した場合のバス車両に対する燃料等の円滑な供給に関する協定

協定等の名称	締結先	締結年月日	協定等の概要
災害時における生活物資の供給協力に関する協定	イオンリテール(株) 東北カンパニー (契約締結時 イオン(株)東北カンパニー、イオンスーパーセンター(株))	H19.12. 3	市内に災害が発生した場合の市民生活の安定及び生活物資の円滑な供給協力に関する協定
災害時における生活物資の供給協力に関する協定	(株)セブン-イレブン・ジャパン	H20. 2.14	市内に災害が発生した場合の市民生活の安定及び生活物資の円滑な供給協力に関する協定
災害時における生活物資の供給協力に関する協定	(株)ヨークベニマル	H20. 2.18	市内に災害が発生した場合の市民生活の安定及び生活物資の円滑な供給協力に関する協定
災害時における生活物資の供給協力に関する協定	(株)ダイエー	H20. 3.11	市内に災害が発生した場合の市民生活の安定及び生活物資の円滑な供給協力に関する協定
災害時における生活物資の供給協力に関する協定	(財)宮城県学校給食会	H20. 3.19	市内に災害が発生した場合の市民生活の安定及び生活物資の円滑な供給協力に関する協定
災害時におけるストーマ用器具等の供給協力に関する協定	市内のストーマ用器具を販売する薬局3社	H20.3.26他	災害発生時に指定避難所へ避難したオストメイト（人工肛門・人工膀胱増設者）に対し、ストーマ器具等を給付するのに必要な協力を求める協定
大規模災害時における機器材のリース等に関する協定	宮城県建設機械リース業協会	H21. 3.18	大規模災害時において、指定避難所運営等の仙台市が行う災害対応及び復旧業務に必要な機器材のリース等に関する協定
災害時における生活物資の供給協力に関する協定	NPO法人コメリ災害対策センター	H21. 7.15	市内に災害が発生した場合の市民生活の安定及び生活物資の円滑な供給協力に関する協定
災害時における生活物資の供給協力に関する協定	(株)カインズ	H21. 8. 7	市内に災害が発生した場合の市民生活の安定及び生活物資の円滑な供給協力に関する協定
災害時における生活物資の供給協力に関する協定	(株)ファミリーマート	H24. 8.30	市内に災害が発生した場合の食料品、生活用品等の物資供給協力
全国中央卸売市場協会災害時相互応援に関する協定	全国中央卸売市場協会、同協会各支部 (全国中央卸売市場協会に加盟する中央卸売市場を開設する都市)	H24. 9. 1	災害時における、生鮮食料品の確保及び市場機能の復旧対策に関する協定
災害時における燃料および食料品等の物資の供給協力に関する協定	カメイ(株)	H24. 9. 6	市内に災害が発生した場合の公共施設等に要する燃料および市民用食料品の供給協力
災害時における生活物資の供給協力に関する協定	合同会社西友	H24.12.21	市内に災害が発生した場合に避難所などで必要となる生活物資の供給協力
災害時における生活物資の供給協力に関する協定	(株)ローソン	H25. 2.18	市内に災害が発生した場合に避難所などで必要となる生活物資の供給協力
災害時における生活物資の供給協力に関する協定	イケア・ジャパン株式会社	H25. 8.12	市内に災害が発生した場合に避難所などで必要となる生活物資の供給協力
災害時における段ボール製品の調達に関する協定	東日本ダンボール工業組合	H27. 8. 4	災害発生時における段ボール製品の供給・運搬等にかかる協力協定
災害時におけるLPガス等供給協力に関する協定	宮城県仙台地区LPガス協議会 一般社団法人宮城県LPガス協会	H29. 3.15	災害時におけるLPガスの供給及びこれに付随する資機材の調達を行う協定
災害時における自動車輸送の協力に関する協定	(公益社団法人) 宮城県トラック協会	S58. 5.23	市内に災害が発生した場合の物資輸送への協力及び災害活動に関する協定
代替輸送協定	東日本旅客鉄道(株)	H19.10.29	列車の運行が不能となった場合、代替交通手段として他方が旅客の運送を行う協定



協定等の名称	締結先	締結年月日	協定等の概要
仙台市地下鉄運行不能時の協力に関する覚書	公益社団法人宮城県バス協会	H24. 3. 30	災害等による地下鉄運行不能時におけるバス輸送の協力に関する覚書
仙台市地下鉄運行不能時の協力に関する覚書	宮城県タクシー協会仙台地区総支部	H26. 9. 1	災害、事故などにより地下鉄が運行不能となった場合、災害対応のために駅係員が移動する際のタクシー配車の協力に関して定めたもの。
災害時における物資の輸送及び保管等の協力に関する協定	(公社)宮城県トラック協会 宮城県倉庫協会	H27. 3. 27	・災害時における救援物資等の輸送及び保管、在庫管理 ・大規模災害時における物資集配拠点運営協力
仙台合同庁舎東北地方整備局ヘリポート使用に関する協定	東北地方整備局 ほか	H28. 3. 7	大規模災害発生時における、仙台合同庁舎東北地方整備局のヘリポート使用に関する協定
仙台合同庁舎東北地方整備局ヘリポート使用に関する細目	東北地方整備局 ほか	H28. 3. 7	大規模災害発生時における、仙台合同庁舎東北地方整備局のヘリポート使用に関する細目

表-67 医療救護に関する協定

(平成29年4月1日現在)

協定等の名称	締結先	締結年月日	協定等の概要
災害時の医療救護活動に関する協定	(一社)仙台市医師会	H13. 3. 16	仙台市地域防災計画に基づく、災害時における医療救護活動に関する協定
災害時の医療救護活動に関する協定	(一社)仙台歯科医師会	H13. 3. 16	仙台市地域防災計画に基づく、災害時における医療救護活動に関する協定
災害時の救護活動に関する協定	(一社)仙台市薬剤師会	H13. 3. 16	仙台市地域防災計画に基づく、災害時における救護活動に関する協定
災害時における相互協力に関する覚書	宮城県精神保健福祉センター	H19. 3. 5	災害時、精神障害者及びこころのケアが必要な者に対し、迅速かつ円滑な支援を遂行するための覚書
北海道・東北・新潟地方衛生研究所における健康危機に対する広域連携協定	北海道・東北・新潟の地方衛生研究所(衛生試験所)	H19. 3. 30	感染症、食中毒、飲料水、毒物劇物、薬物、生物・化学テロその他、人の生命健康が脅かされる「健康危機」に対し、情報交換、相互支援、研修等の広域連携を行う協定
宮城県災害派遣医療チーム(宮城DMAT)の派遣に関する協定	宮城県保健福祉部医療整備課	H21. 3. 30	大規模な自然災害または事故における救急医療、病院支援等を行う宮城県災害派遣医療チーム(宮城DMAT)の運営に関する協定
災害時における病院間の相互支援に関する協定	市立秋田総合病院 山形市立病院済生館	H23. 12. 19	大規模災害発生時における、協定締結病院間による応急物資支援や人員派遣等を相互に行うための協定
大規模災害発生時における鶴谷特別支援学校と仙台オープン病院の協力に関する協定	公益財団法人仙台医療センター	H26. 2. 6	大規模災害発生時における、鶴谷特別支援学校と仙台オープン病院における、医療等支援及び避難場所の提供等に関する協定
災害時の医療救護活動に関する協定	公益社団法人宮城県看護協会	H26. 4. 1	仙台市地域防災計画に基づく、災害時における救護活動に関する協定
妊産婦福祉避難所における医療連携に関する協定	国立大学法人東北大学東北大学病院	H28. 4. 20	妊産婦福祉避難所における医療連携に関する協定
妊産婦福祉避難所への助産師の派遣協力に関する協定	(一社)宮城県助産師会	H28. 4. 20	妊産婦福祉避難所への助産師派遣に関する協定
妊産婦福祉避難所の設置及び管理運営に係る協力に関する協定	(一社)仙台市医師会	H28. 4. 20	災害発生時に妊産婦福祉避難所を開設することに関する協定(開設場所:仙台市医師会看護専門学校)
妊産婦福祉避難所の設置及び管理運営に係る協力に関する協定	仙台徳洲看護専門学校	H28. 4. 20	災害発生時に妊産婦福祉避難所を開設することに関する協定

表-68 調査・研究に関する協定

(平成29年4月1日現在)

協定等の名称	締結先	締結年月日	協定等の概要
国立大学法人東北大学大学院理学研究科及び工学研究科と仙台市との連携と協力に関する協定	国立大学法人東北大学大学院理学研究科及び工学研究科	H18. 9. 1	仙台市域における地震・津波災害の危険性について共通の認識に立ち、地震・津波災害を軽減するために連携・協力を推進する協定
仙台市と国立大学法人東北大学災害科学国際研究所との連携と協力に関する協定	国立大学法人東北大学災害科学国際研究所	H26. 1. 9	それぞれが有する資源の活用を図り、地域社会の復興と発展、新たな防災・減災のまちづくり、社会のニーズに対応した研究、人材育成を行うための協定

表-69 その他

(平成29年4月1日現在)

協定等の名称	締結先	締結年月日	協定等の概要
津波発生時における緊急一時的な津波避難ビルとしての使用に関する協定	キリンビール(株)仙台工場	H20. 5. 1	津波警戒区域外へ避難する暇がない住民等を対象とした、津波発生時における緊急一時的な避難場所として使用することに関する協定
津波発生時における緊急一時的な津波避難ビルとしての使用に関する協定	横浜冷凍(株)仙台物流センター	H20. 5. 1	津波警戒区域外へ避難する暇がない住民等を対象とした、津波発生時における緊急一時的な避難場所として使用することに関する協定
津波発生時における緊急一時的な津波避難施設としての使用に関する協定	日鐵住金建材株式会社	H24. 11. 20	津波警戒区域外へ避難する暇がない住民等を対象とした、津波発生時における緊急一時的な避難場所として使用することに関する協定
津波発生時における緊急一時的な津波避難ビルとしての使用に関する協定	仙台冷蔵倉庫株式会社	H25. 11. 29	津波警戒区域外へ避難する暇がない住民等を対象とした、津波発生時における緊急一時的な避難場所として使用することに関する協定
津波発生時における緊急一時的な津波避難施設としての使用に関する協定	仙台水族館開発株式会社	H27. 6. 23	津波警戒区域外へ避難する暇がない住民等を対象とした、津波発生時における緊急一時的な避難場所として使用することに関する協定
津波発生時における緊急一時的な津波避難ビルとしての使用に関する協定	センコー株式会社東北主管支店	H27. 11. 5	津波警戒区域外へ避難する暇がない住民等を対象とした、津波発生時における緊急一時的な避難場所として使用することに関する協定
津波発生時における緊急一時的な津波避難施設としての使用に関する協定	宮城県（企業局公営事業課）	H28. 2. 12	津波警戒区域外へ避難する暇がない住民等を対象とした、津波発生時における緊急一時的な避難場所として使用することに関する協定
災害時における帰宅困難者等の支援に関する協定	佐藤工業株式会社	H24. 8. 9	大規模災害等による交通手段の途絶に伴う帰宅困難者への人的、物的支援に関する協定
災害時における帰宅困難者の対応に関する協定	東日本旅客鉄道株式会社	H25. 3. 7	大規模災害発生時に交通が途絶した場合における仙台駅周辺の帰宅困難者の対応に関する協定
災害時における帰宅困難者の支援に関する協定	ゼビオ株式会社	H25. 6. 26	大規模災害等による交通手段の途絶に伴う帰宅困難者への人的、物的支援に関する協定
災害発生時における災害対応に係る施設利用及び施設管理等に関する覚書	公益財団法人仙台市健康福祉事業団	H26. 4. 1	大規模災害による交通手段の途絶に伴う帰宅困難者へ、仙台市シルバーセンターの一部を一時滞り場所として提供する覚書
災害時における帰宅困難者の支援に関する協定	株式会社仙台ターミナルビル	H26. 4. 11	大規模災害による交通手段の途絶に伴う帰宅困難者への物的等の支援に関する協定

協定等の名称	締結先	締結年月日	協定等の概要
災害時における帰宅困難者の支援に関する協定	学校法人東北学院 東北学院大学	H26. 4. 24	大規模災害による交通手段の途絶に伴う帰宅困難者への物的等の支援に関する協定
災害時における帰宅困難者等の支援に関する協定	宮城県, フランチャイズチェーン加盟店13社	H26. 8. 28	大規模災害による交通手段の途絶に伴う帰宅困難者への物的等の支援に関する協定
災害時における帰宅困難者の支援に関する協定	宮城第一信用金庫	H26. 10. 27	大規模災害による交通手段の途絶に伴う帰宅困難者への物的等の支援に関する協定
災害時における帰宅困難者の支援に関する協定	株式会社 あいあーる	H27. 6. 8	大規模災害による交通手段の途絶に伴う帰宅困難者への物的等の支援に関する協定
災害時における帰宅困難者の支援に関する協定	A E R 管理組合	H28. 2. 1	大規模災害による交通手段の途絶に伴う帰宅困難者への物的等の支援に関する協定
仙台市職員退職者団体連合会との防災活動に関する協定	仙台市職員退職者団体連合会	H18. 9. 1	大規模災害時において、全市をあげての災害対応の取組みが必要とされる中で、職員退職者へ避難所運営業務補助などの協力を要請する協定
福祉避難所への介護員の派遣協力に関する協定	市内の福祉施設等を運営する法人等52団体	H25. 7. 1	大規模災害発生時における福祉避難所を開設した場合に訪問介護事業所介護員の派遣に関する協定
福祉避難所の設置及び管理運営に係る協力に関する協定	市内の福祉施設を管理する法人等72団体	H26. 3. 1他	災害発生時に指定避難所での避難生活が困難な高齢者、障害者等の災害時要援護者の二次避難所として「福祉避難所」を開設するにあたり必要な協力を求める協定
大規模災害時における災害対応に係る仙台市市民活動サポートセンターの施設利用、施設管理等に関する覚書	特定非営利活動法人せんだい・みやぎNPOセンター	H22. 4. 1	災害ボランティアセンターに係る設置要請及び施設提供に関する事務取扱要領(H19. 8. 10日市長決裁/消防局所管)に基づき、該当施設の指定管理者と大規模災害時の施設利用及び施設管理について交わしている覚書。
大規模災害時における災害対応に係るせんだいメディアテークの施設利用、施設管理等に関する覚書	公益財団法人仙台市市民文化事業団	H24. 4. 1	大規模災害時に災害ボランティアセンターに施設を提供すること
大規模災害時における災害対応に係る施設利用及び施設管理等に関する覚書	公益財団法人仙台ひと・まち交流財団	H25. 4. 1	大規模災害時に必要な場合は、市民センターの施設をボランティアセンターとして提供すること等を定めるもの(「災害ボランティアセンターに係る設置要請及び施設提供に関する事務取扱要領」による)
災害時における宮城県有体育施設の避難所利用に関する基本協定	宮城県教育委員会	H26. 3. 14	災害発生時において、宮城県武道館を避難所として利用できるもの
災害時における市民センターの避難所運営に関する基本協定	公益財団法人仙台・ひとまち交流財団	H27. 6. 1	災害時において地域防災計画に基づく避難所として使用する市民センターの運営に関して、指定管理者の職員が施設管理者としてかわる基本的事項を定めるもの。
災害時における市民センターの避難所運営に関する覚書	公益財団法人仙台・ひとまち交流財団	H27. 6. 1	上記基本協定書に基づき、市民センターを避難所として使用する際の運営等について定めるもの。
災害時における隊友会の協力に関する協定	社団法人隊友会宮城県隊友会	H22. 12. 22	大規模災害等から市民の生命、身体及び財産を守るために行う災害復旧活動の支援及び補助に関する協定

協定等の名称	締結先	締結年月日	協定等の概要
災害時における動物救護活動に関する協定	公益社団法人仙台市獣医師会	H25. 6. 10	大規模災害等による被災動物の保護・収容等救護活動に関する協定
仙台市防災行政用無線局設置等に関する覚書	キリンビール(株)仙台工場ほか仙台市内156か所	H25. 9. 1他	仙台市防災行政用無線局設置及び運用に関する覚書
特設公衆電話の事前設置・利用に関する覚書	東日本電信電話株式会社宮城支店	H25. 12. 18	大規模災害発生時における非常用電話(特設公衆電話)の事前設置及び利用、管理に関する覚書
地震災害時における大規模な建築物の応急危険度判定の協力に関する協定	一般社団法人日本建築構造技術者協会東北支部、一般社団法人東北建築構造設計事務所協会	H26. 3. 27	地震災害が発生した場合の、大規模建築物の応急危険度判定実施に関する協定
地震災害時における避難所等の応急危険度判定に関する協定	①一般社団法人宮城県建築士事務所協会 ②宮城県建築士会仙台支部 ③公益社団法人日本建築家協会東北支部宮城地域会 ④一般社団法人仙台建設業協会	H26. 6. 6	地震災害が発生した場合の、避難所等の応急危険度判定実施に関する協定
大規模災害時における相談業務の応援に関する協定	宮城県災害復興支援士業連絡会	H26. 8. 27	大規模災害発生時における、相談業務の応援に関する協定
大規模災害時における公衆無線LANの無料開放にかかわる協定	クリスロード商店街振興組合 一番町四丁目商店街振興組合 一番町一番街商店街振興組合 サンモール一番町商店街振興組合	H27. 2. 16	商店街等は大規模災害時に、来街者へ公衆無線LAN(Wi-Fi)を無料開放する。市は区域内で利用環境が整備されている旨を表示する。
災害時における老人福祉施設の応援、協力に関する基本協定	仙台市老人福祉施設協議会	H28. 2. 12	被災した老人福祉施設の利用者や被災地域の要援護者の支援に関する協定
水害時における防疫活動の協力に関する協定	(一社)宮城県ベストコントロール協会	H28. 6. 9	「仙台市都市水害発生時における防疫対策要領」に規定する水害発生時に必要な防疫活動の協力に関する協定